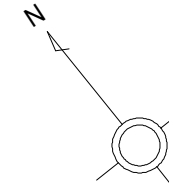
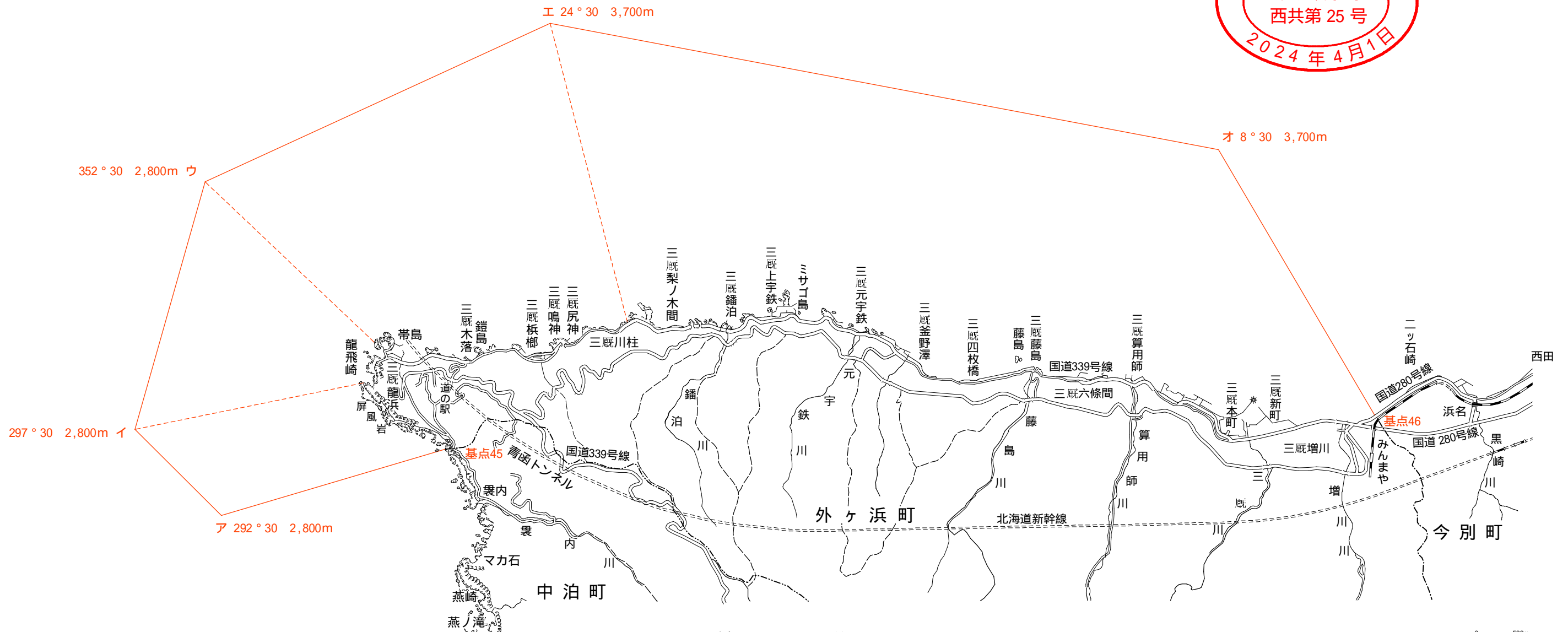


- 漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字三厩地先
 漁場の区域 次の基点第45号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第46号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第45号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱
 - ア 基点第45号から真方位292度30分2,800メートルの点
 - イ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、宇田沼崎北端に設置した標柱から真方位297度30分2,800メートルの点
 - ウ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜、帯島北端に設置した標柱から真方位352度30分2,800メートルの点
 - エ 東津軽郡外ヶ浜町字三厩、尻神崎に設置した標柱から真方位24度30分3,700メートルの点
 - オ 基点第46号から真方位8度30分3,700メートルの点
 - 基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱



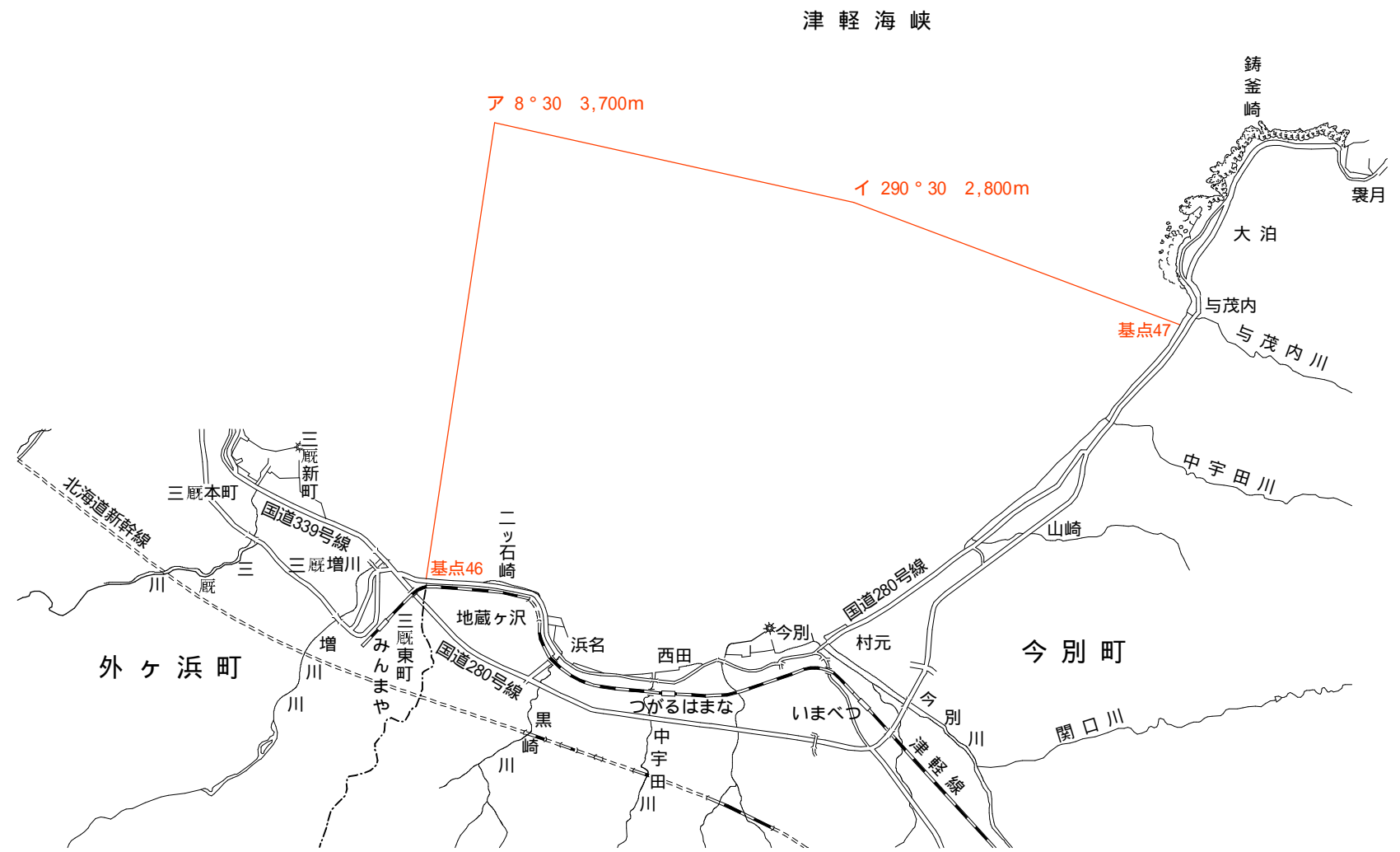
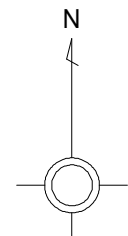
津 軽 海 峡



縮尺 50,000分の1

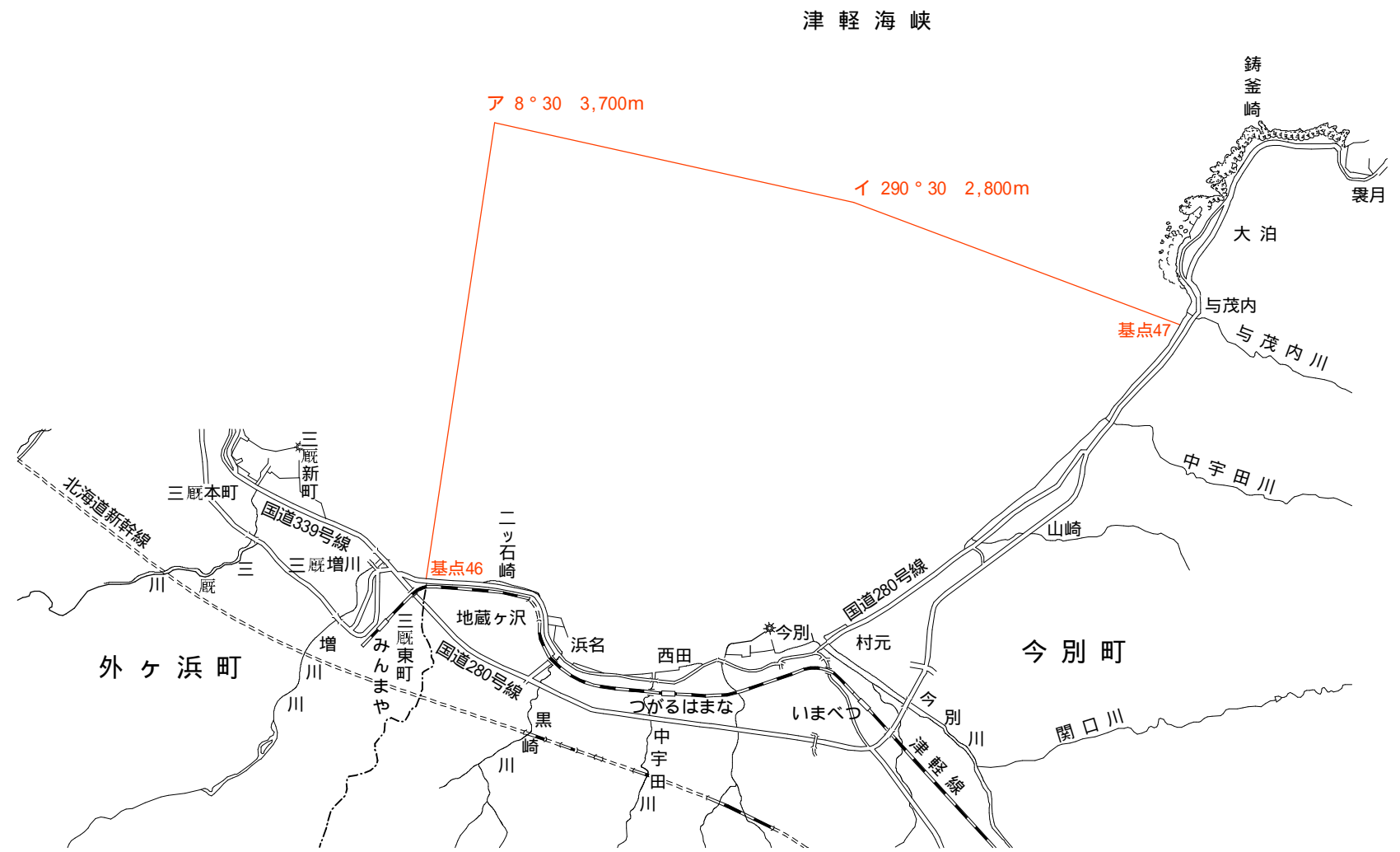
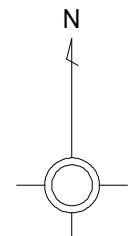
0 500m

漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地先
 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大
 高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱
 ア 基点第46号から真方位8度30分3,700メートルの点
 イ 基点第47号から真方位290度30分2,800メートルの点
 基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

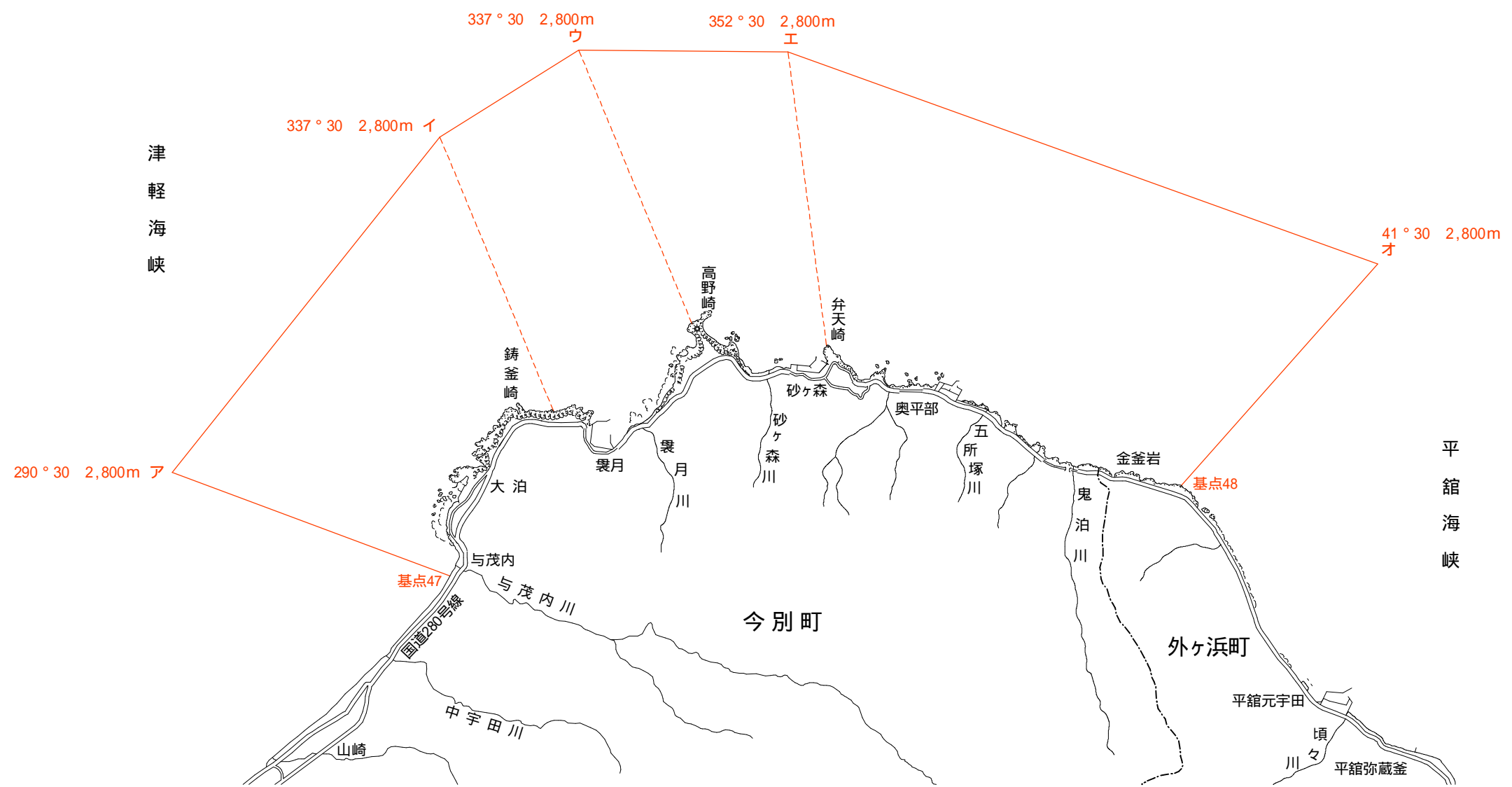
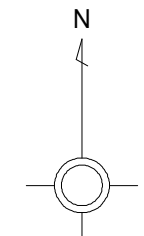
漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地先
 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大
 高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第46号 東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町と今別町大字浜名との境に設置した標柱
 ア 基点第46号から真方位8度30分3,700メートルの点
 イ 基点第47号から真方位290度30分2,800メートルの点
 基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字裳月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先
 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

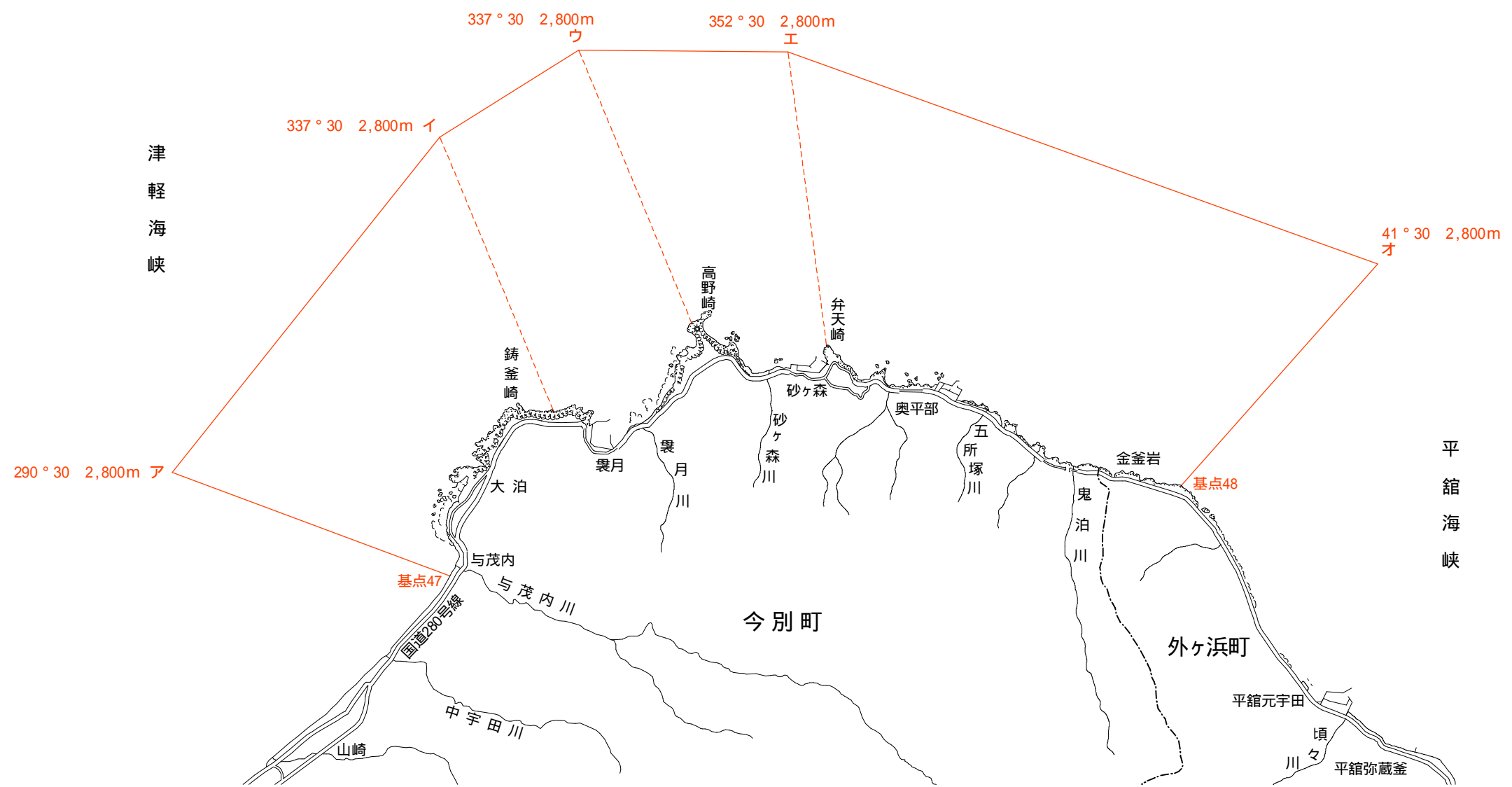
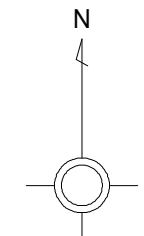
- 基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱
- ア 基点第47号から真方位290度30分2,800メートルの点
- イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字裳月との境に設置した標柱から真方位337度30分2,800メートルの点
- ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30分2,800メートルの点
- エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30分2,800メートルの点
- オ 基点第48号から真方位41度30分2,800メートルの点
- 基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩(鉾ヶ崎東端)に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字裳月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先
 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱
- ア 基点第47号から真方位290度30分2,800メートルの点
- イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字裳月との境に設置した標柱から真方位337度30分2,800メートルの点
- ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30分2,800メートルの点
- エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30分2,800メートルの点
- オ 基点第48号から真方位41度30分2,800メートルの点
- 基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩(鉾ヶ崎東端)に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

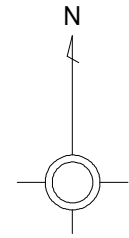
漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形から同町字平館石崎沢に至る地先
漁場の区域 次の基点第48号、ア、イ及び基点第49号の各点を順次に結んだ線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩(鉾ヶ崎東端)に設置した
標柱

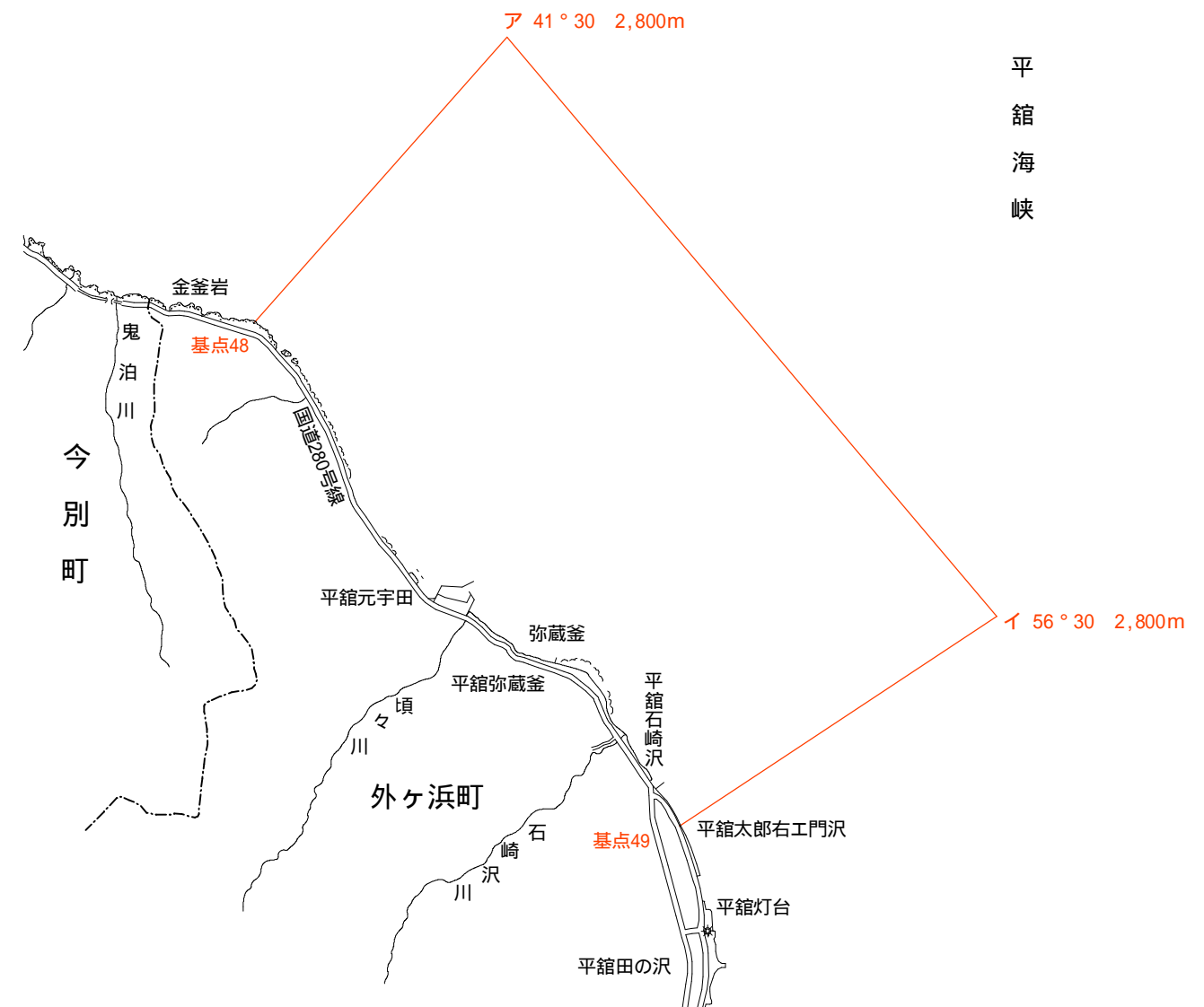
ア 基点第48号から真方位41度30分2,800メートルの点

イ 基点第49号から真方位56度30分2,800メートルの点

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱



平
館
海
峡



縮尺 50,000分の1

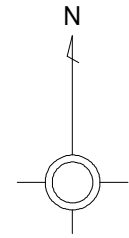
漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形から同町字平館石崎沢に至る地先
漁場の区域 次の基点第48号、ア、イ及び基点第49号の各点を順次に結んだ線と最大
高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第48号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎長屋形、金釜岩(鉾ヶ崎東端)に設置した
標柱

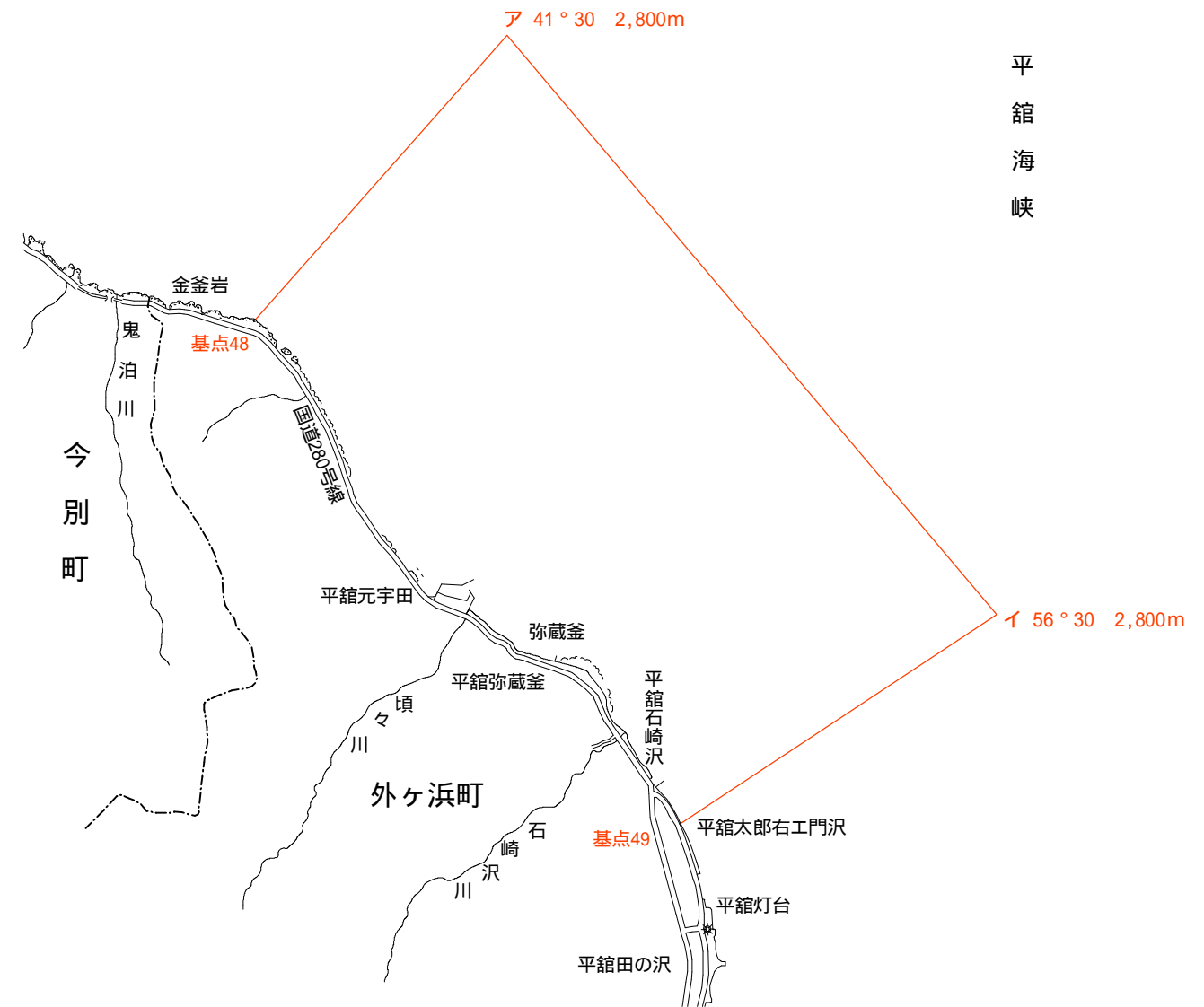
ア 基点第48号から真方位41度30分2,800メートルの点

イ 基点第49号から真方位56度30分2,800メートルの点

基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱



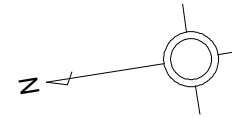
平
館
海
峡



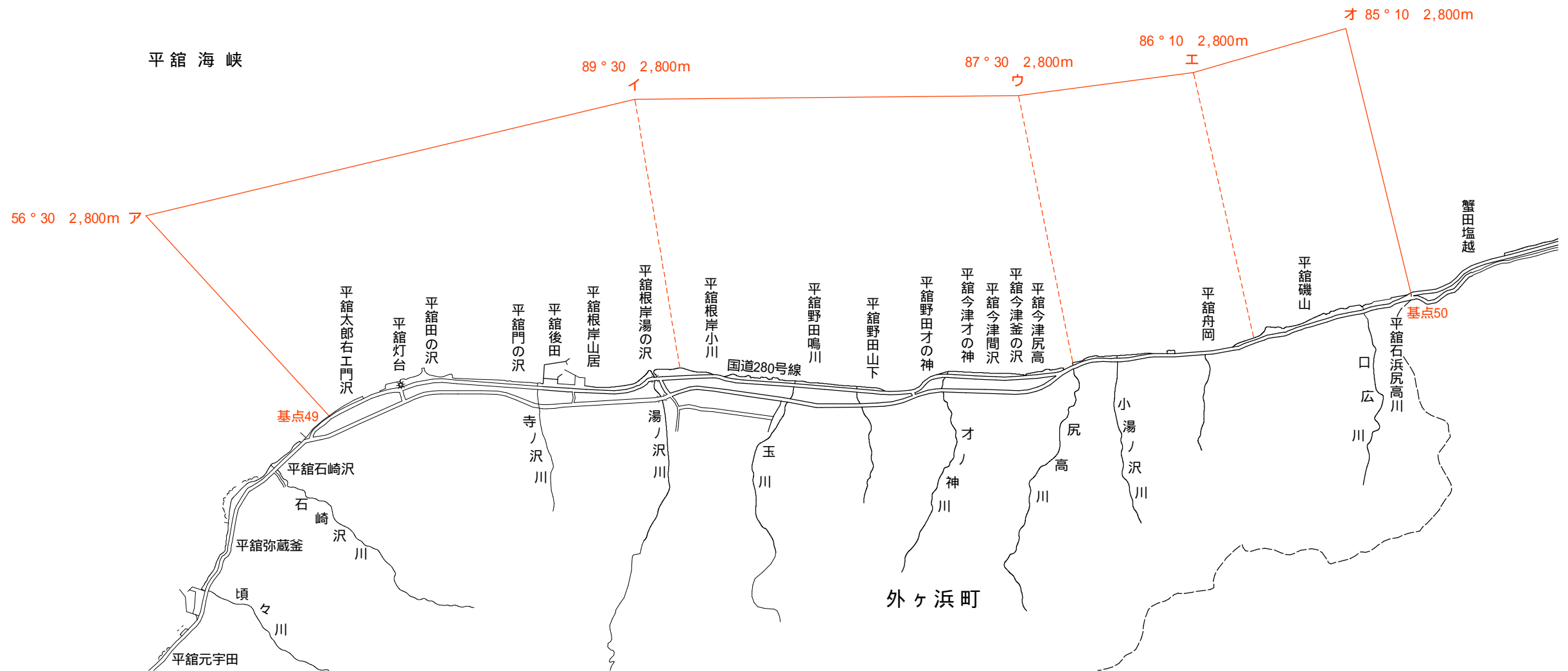
縮尺 50,000分の1

漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢から同町字平館石浜尻高川に至る地先
 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線
 と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱
- ア 基点第49号から真方位56度30分2,800メートルの点
- イ 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱から真方位89度30分2,800メートルの点
- ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分2,800メートルの点
- エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2,800メートルの点
- オ 基点第50号から真方位85度10分2,800メートルの点
- 基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

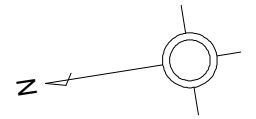


漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢から同町字平館石浜尻高川に至る地先
 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあっては、基点第49号、カ、キ、ケ、コ、サ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

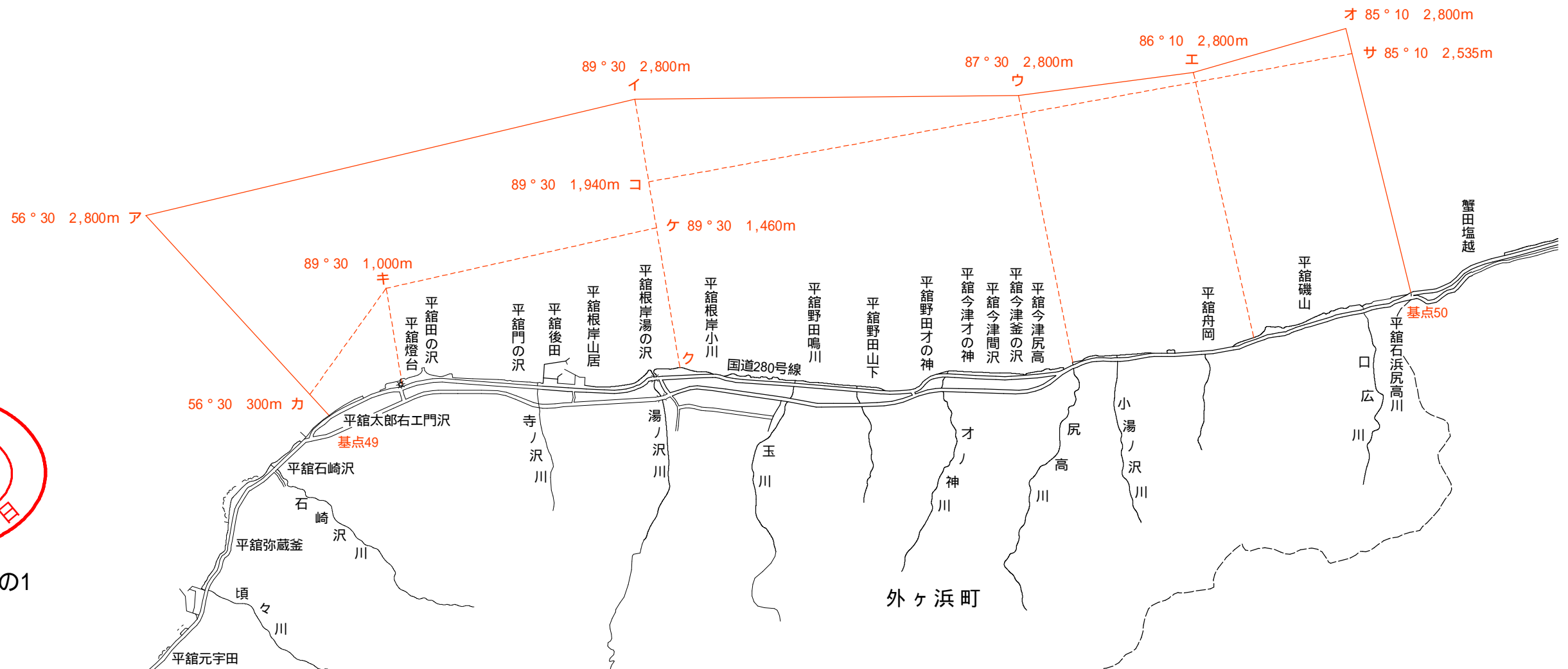
- 基点第49号 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢北側に設置した標柱
- ア 基点第49号から真方位56度30分2,800メートルの点
- イ ク(東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢と字平館根岸小川との境に設置した標柱)から真方位89度30分2,800メートルの点
- ウ 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津尻高と字平館舟岡との境の尻高川に設置した標柱から真方位87度30分2,800メートルの点
- エ 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡と字平館磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2,800メートルの点
- オ 基点第50号から真方位85度10分2,800メートルの点

基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

- カ 基点第49号から真方位56度30分300メートルの点
- キ 東津軽郡外ヶ浜町字平館太郎右工門沢、平館灯台南端から真方位89度30分1,000メートルの点
- ケ クから真方位89度30分1,460メートルの点
- コ クから真方位89度30分1,940メートルの点
- サ 基点第50号から真方位85度10分2,535メートルの点



平館海峡



縮尺 50,000分の1

漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越、字蟹田石浜、字蟹田中師宮本、字蟹田及び字蟹田丑ヶ沢

漁場の区域 次の基点第50号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

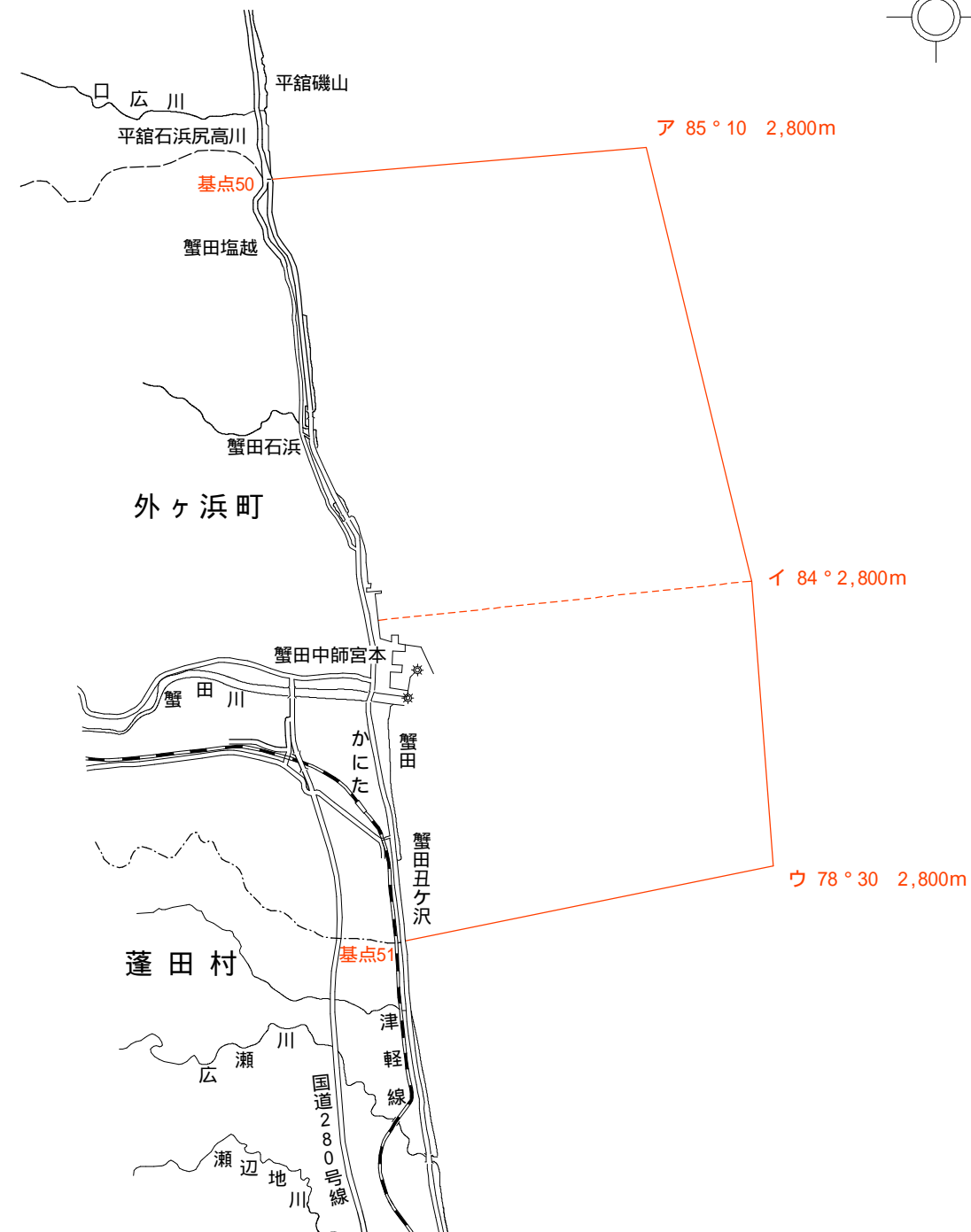
基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱

ア 基点第50号から真方位85度10分2,800メートルの点

イ 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と字蟹田中師宮本との境に設置した標柱から真方位84度2,800メートルの点

ウ 基点第51号から真方位78度30分2,800メートルの点

基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱

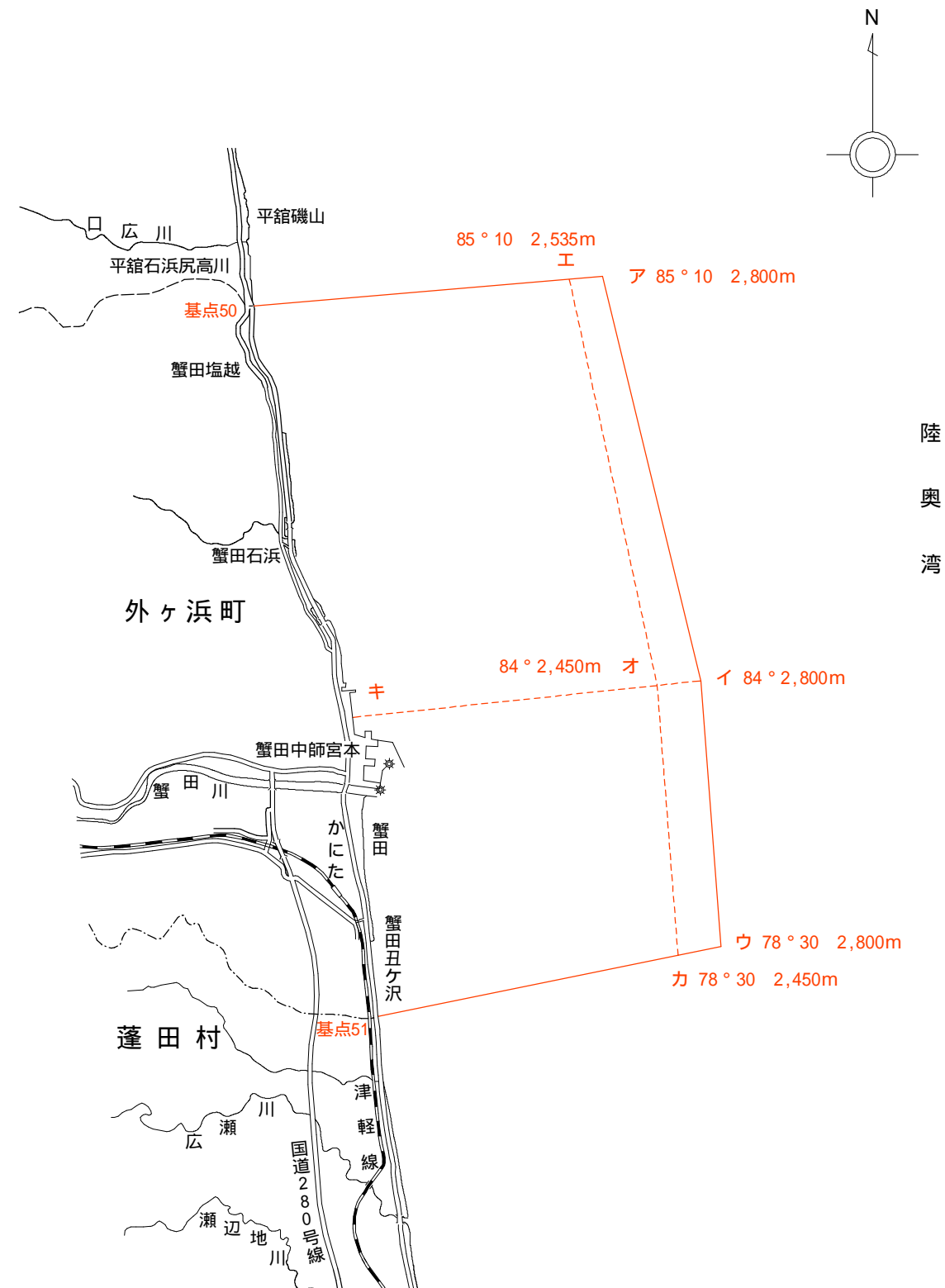


縮尺 50,000分の1

漁場の位置 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越、字蟹田石浜、字蟹田中師宮本、字蟹田及び字蟹田丑ヶ沢

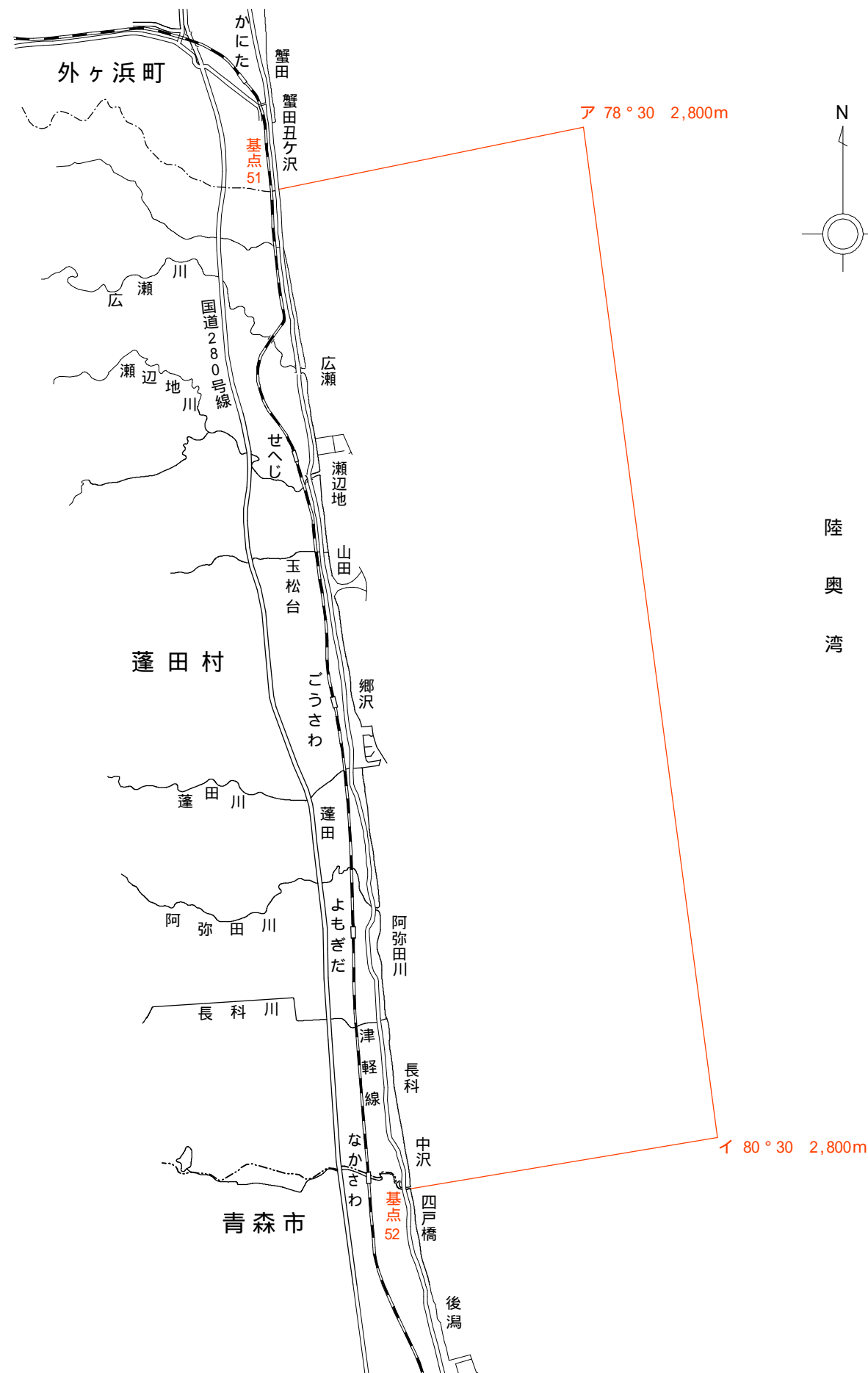
漁場の区域 次の基点第50号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置漁業にあっては、基点第50号、工、オ、カ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

- 基点第50号 東津軽郡外ヶ浜町字平館石浜尻高川と字蟹田塩越との境に設置した標柱
- ア 基点第50号から真方位85度10分2,800メートルの点
- イ キ(東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜と字蟹田中師宮本との境に設置した標柱)から真方位84度2,800メートルの点
- ウ 基点第51号から真方位78度30分2,800メートルの点
- 基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱
- 工 基点第50号から真方位85度10分2,535メートルの点
- オ キから真方位84度2,450メートルの点
- カ 基点第51号から真方位78度30分2,450メートルの点



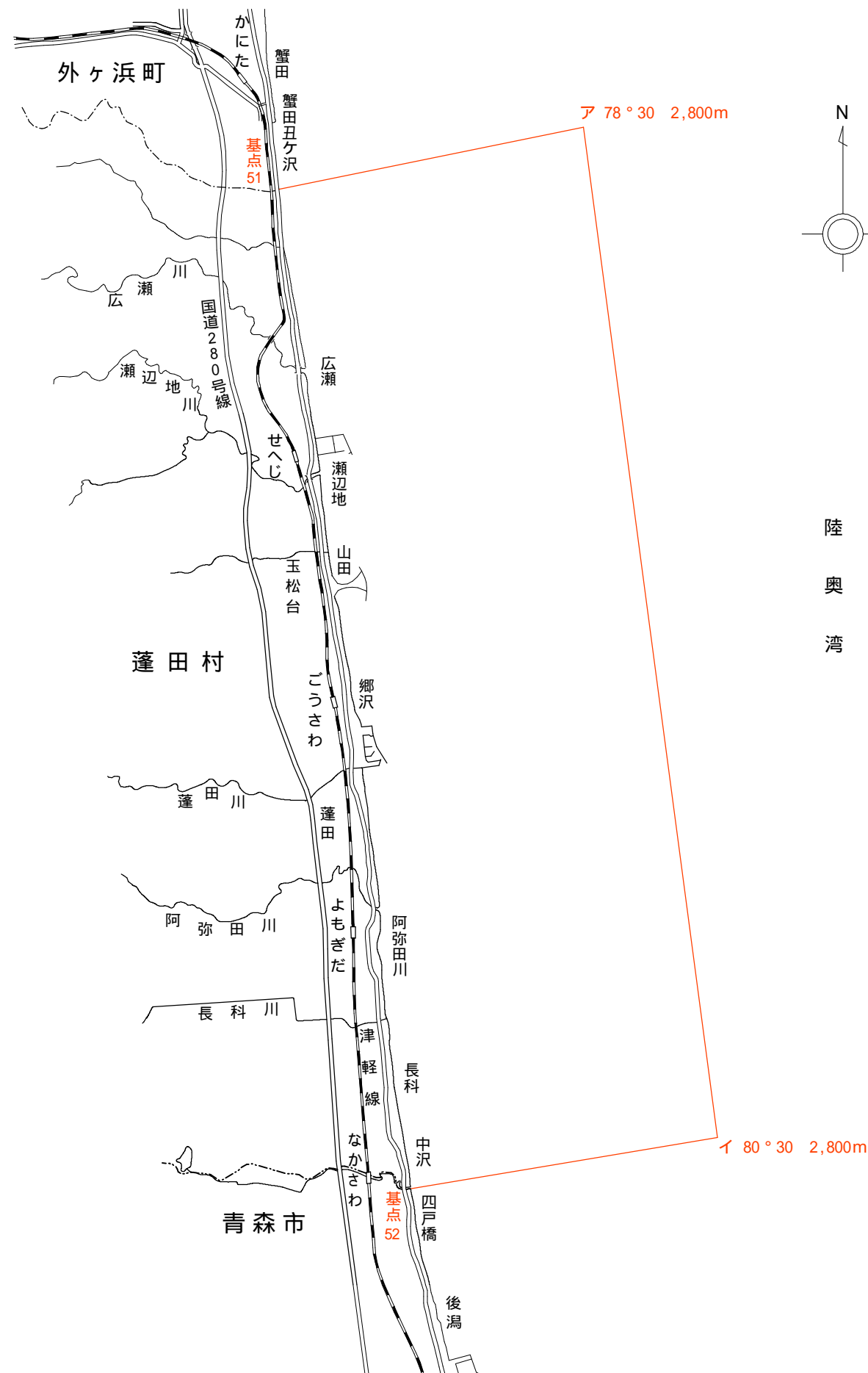
縮尺 50,000分の1

- 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先
 漁場の区域 次の基点第51号、ア、イ及び基点第52号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱
 ア 基点第51号から真方位78度30分2,800メートルの点
 イ 基点第52号から真方位80度30分2,800メートルの点
 基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

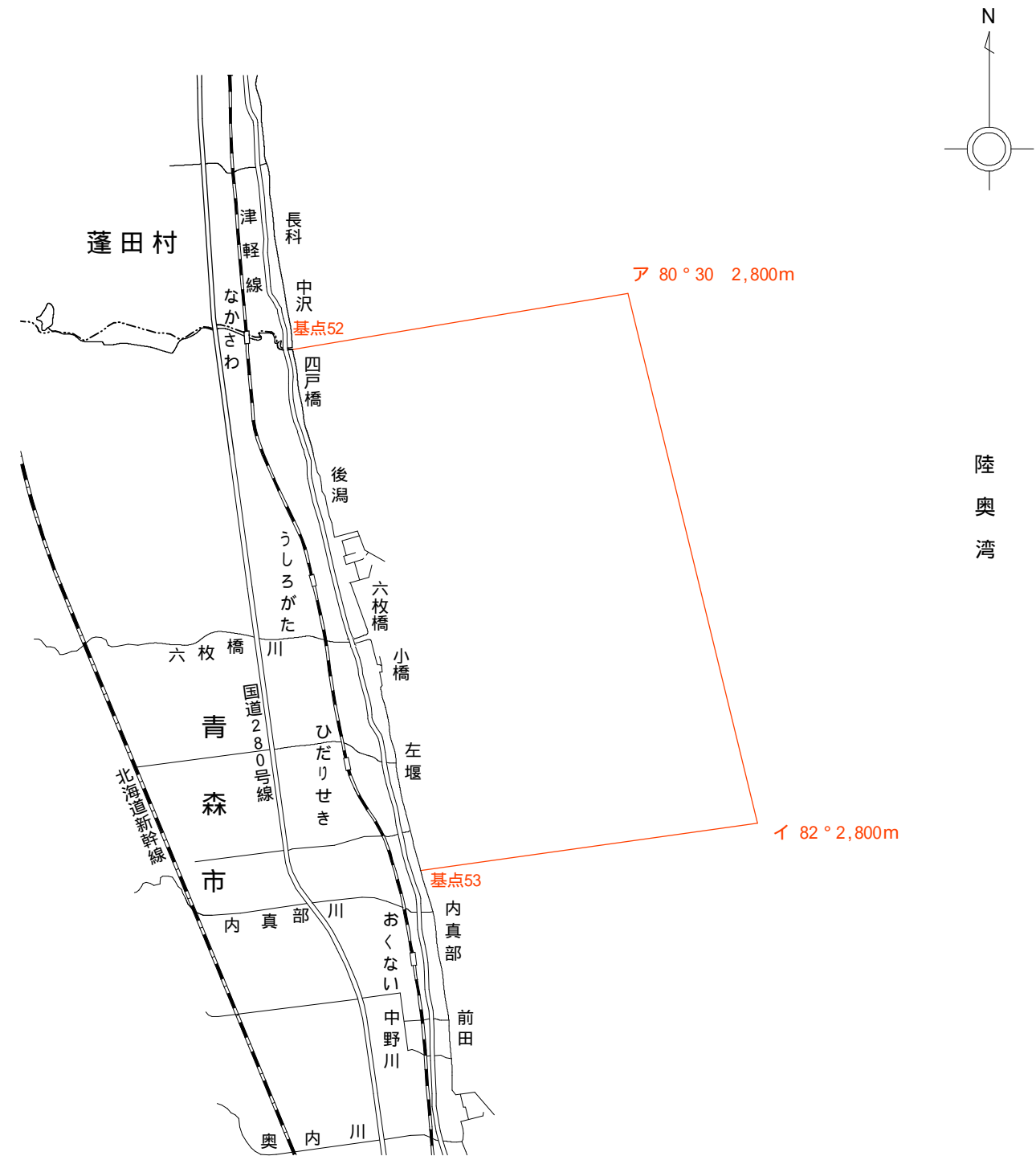
- 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先
 漁場の区域 次の基点第51号、ア、イ及び基点第52号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第51号 東津軽郡外ヶ浜町と蓬田村との境に設置した標柱
 ア 基点第51号から真方位78度30分2,800メートルの点
 イ 基点第52号から真方位80度30分2,800メートルの点
 基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先
漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

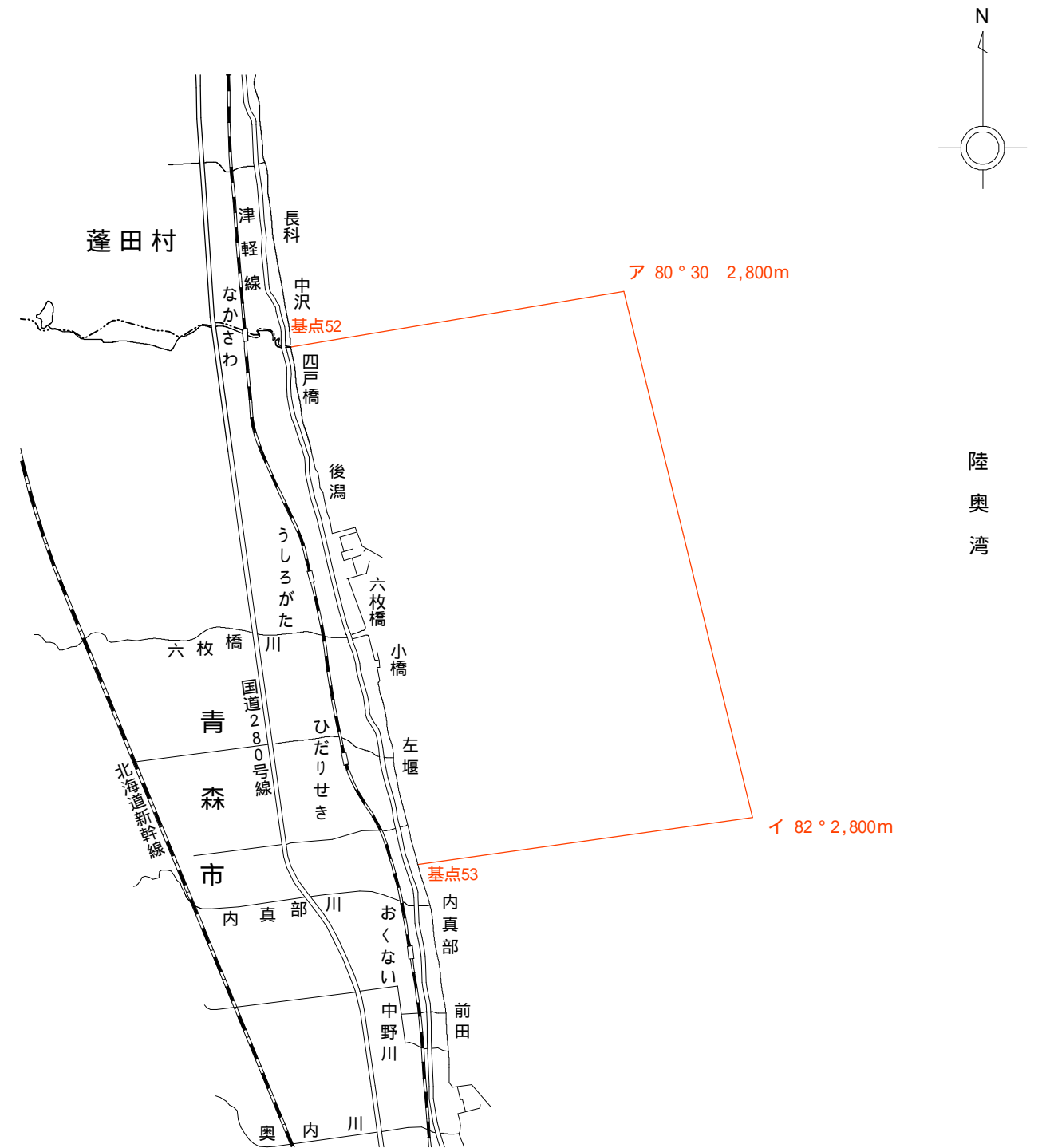
- 基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱
 - ア 基点第52号から真方位80度30分2,800メートルの点
 - イ 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点
- 基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先
漁場の区域 次の基点第52号、ア、イ及び基点第53号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第52号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱
- ア 基点第52号から真方位80度30分2,800メートルの点
- イ 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点
- 基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、K、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

イ シ(青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱)から真方位55度30分2,800メートルの点

ウ サ(基点第54号(青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱)から真方位46度30分2,800メートルの点)とイとを結ぶ直線上サから150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

A 青森市大字油川、油川川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点

H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点

I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点

J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点

K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点

L Kから真方位39度30分30.5メートルの点

M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点

N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点

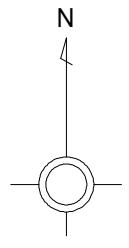
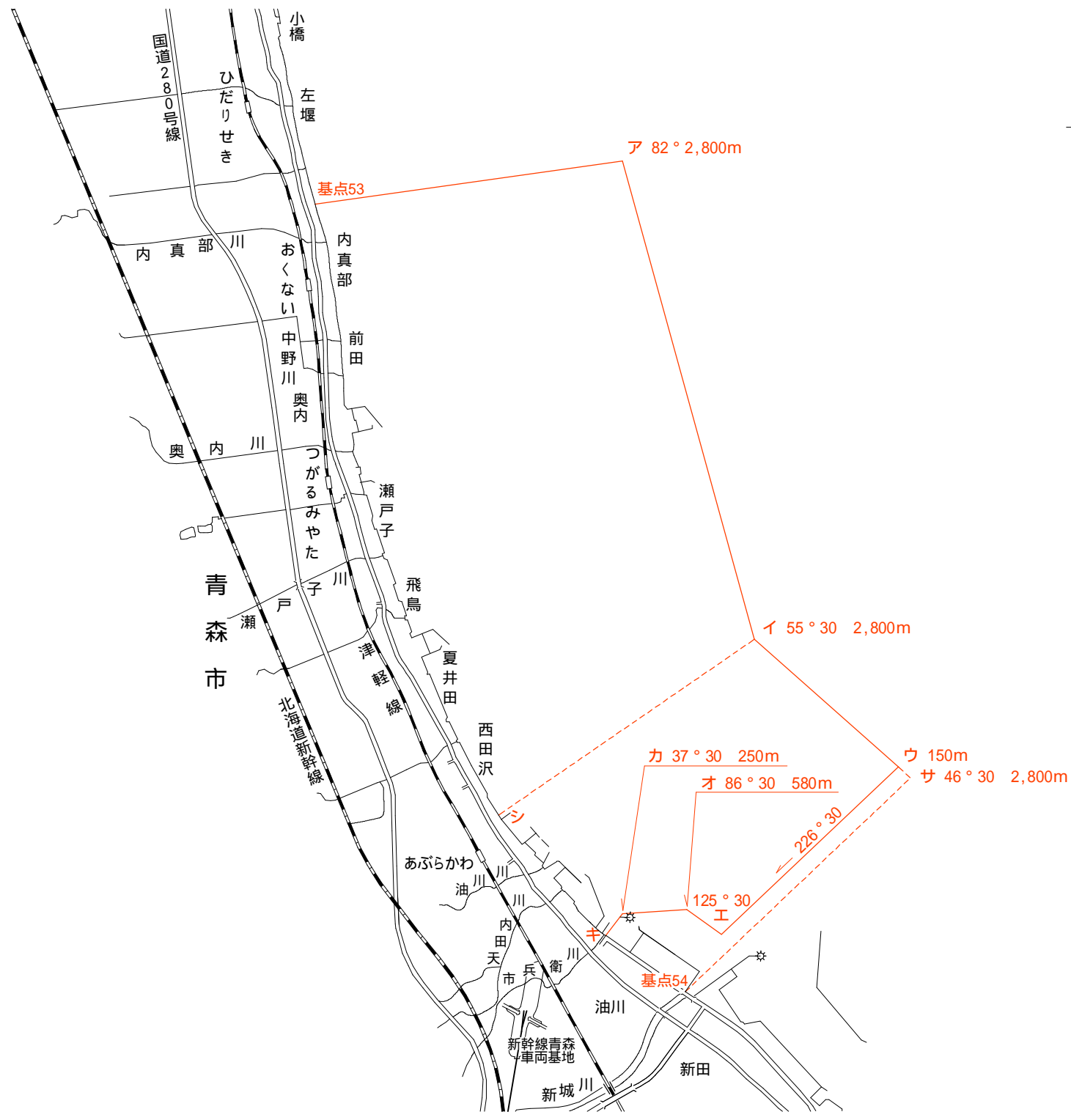
O Nから真方位129度13.3メートルの点

P Oから真方位39度30分30.5メートルの点

Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点

R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点



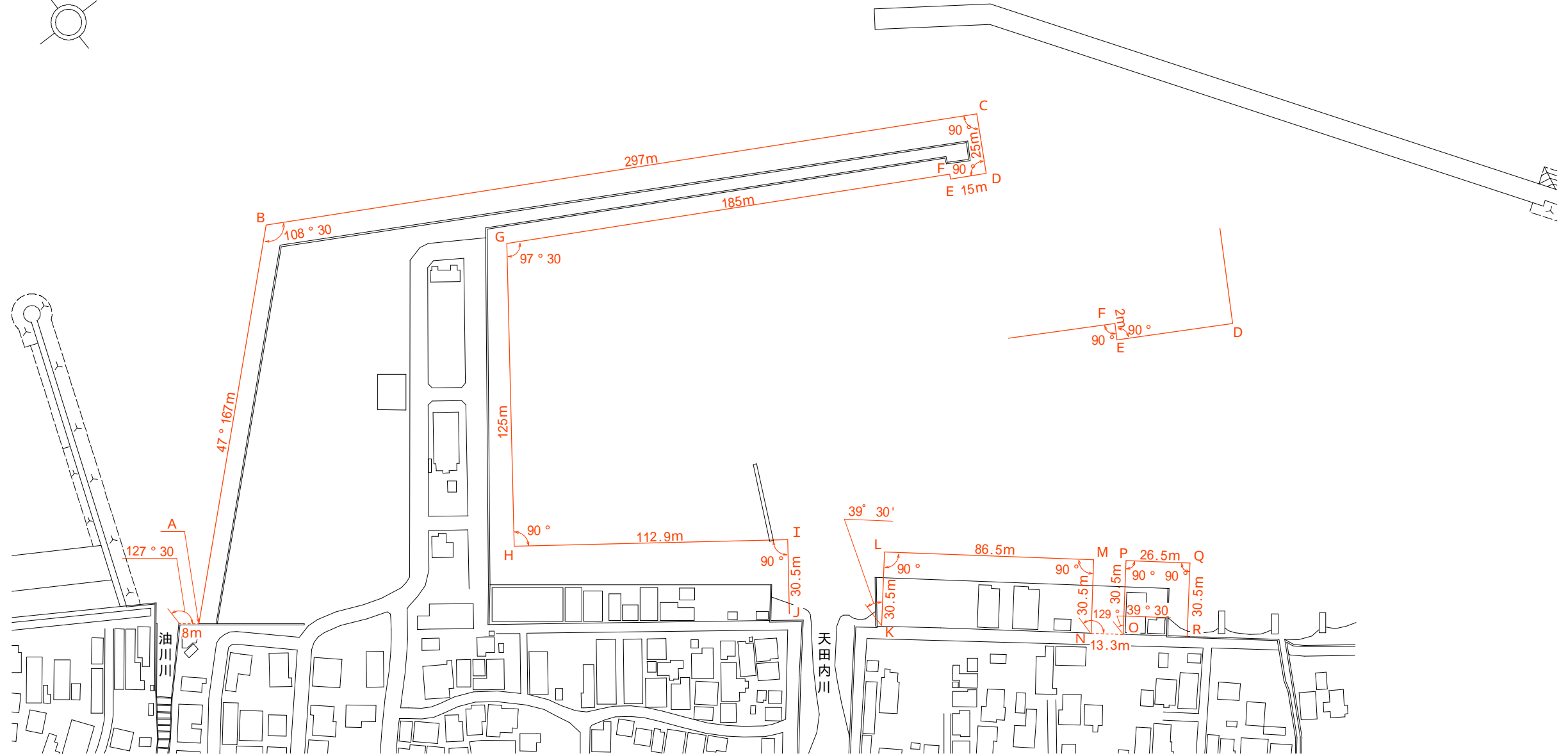
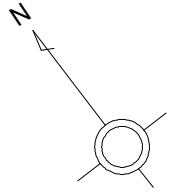


青森湾



縮尺 50,000分の1

青森湾



縮尺 2,000分の1

漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(小型定置漁業にあっては、基点第53号、ク、ケ、コ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域)。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、K、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点

イ シ(青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱)から真方位55度30分2,800メートルの点

ウ サ(基点第54号(青森市大字油川、新城川左岸に設置した標柱)から真方位46度30分2,800メートルの点)とイとを結ぶ直線上サから150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

ク 基点第53号から真方位82度2,550メートルの点

ケ シから真方位55度30分2,450メートルの点

コ ウから真方位226度30分の線と基点第54号から真方位46度30分2,200メートルの点とケとを結ぶ直線との交点

A 青森市大字油川、油川川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点

H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点

I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点

J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点

K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点

L Kから真方位39度30分30.5メートルの点

M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点

N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点

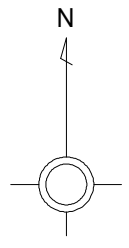
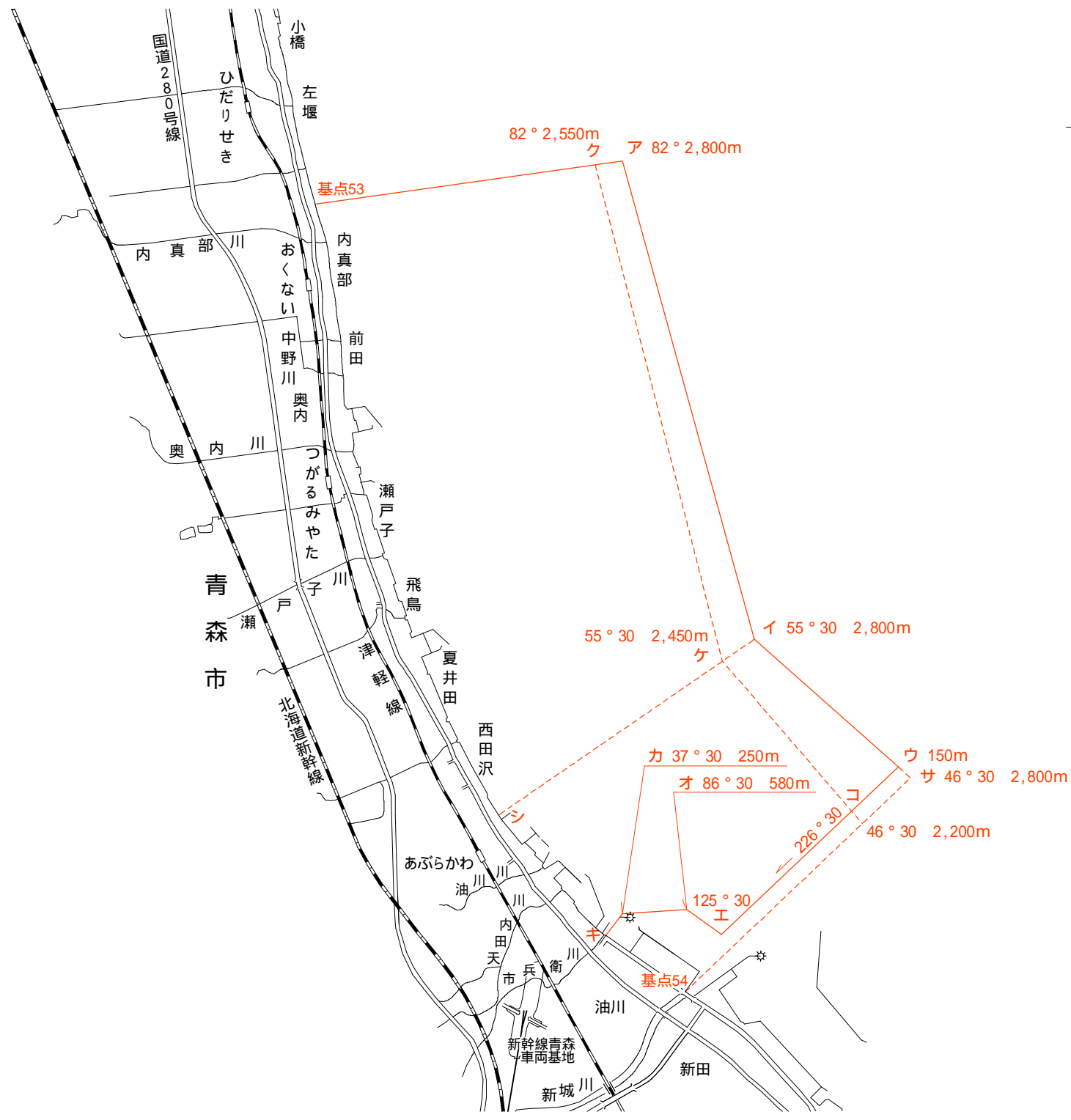
O Nから真方位129度13.3メートルの点

P Oから真方位39度30分30.5メートルの点

Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点

R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点



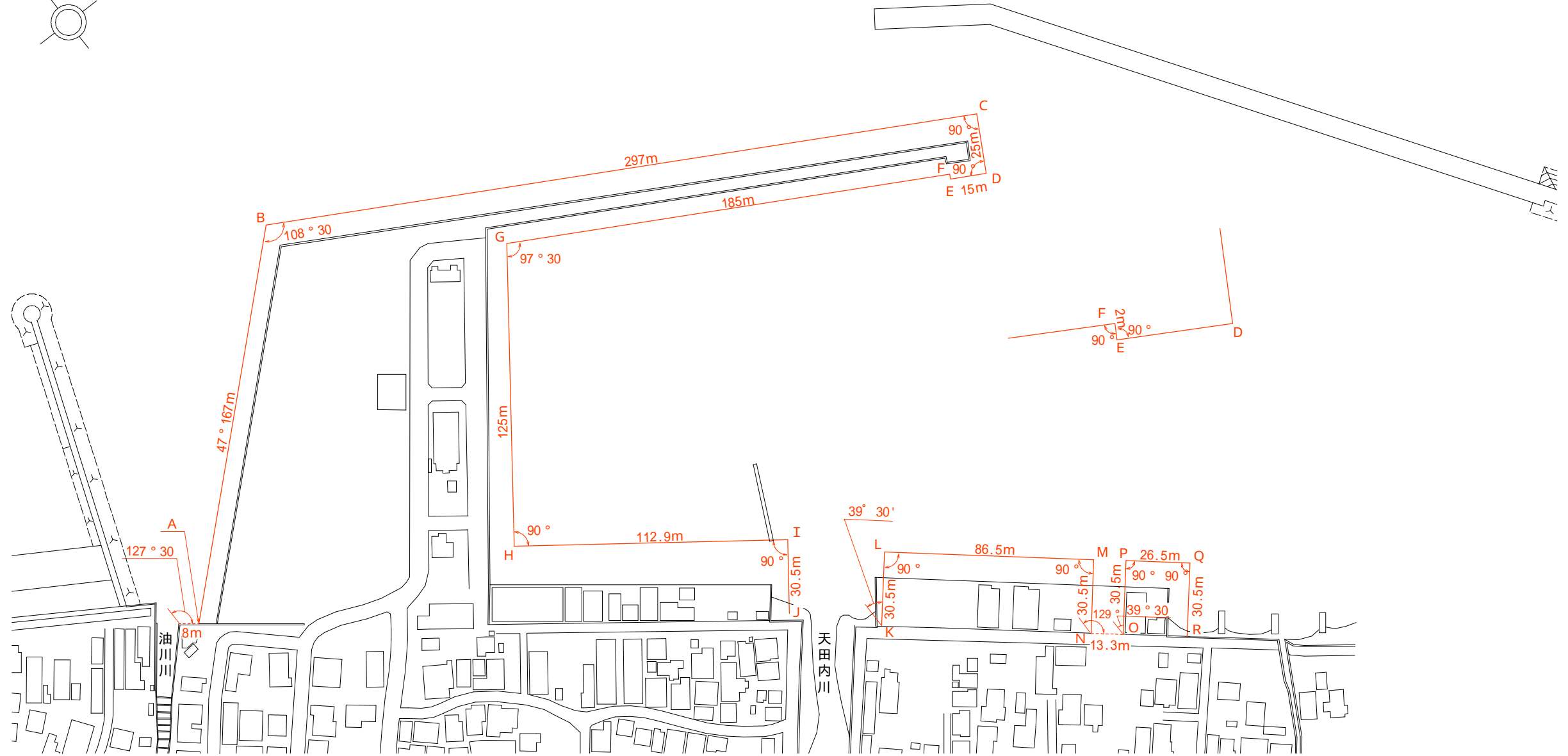
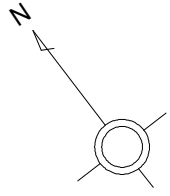


青森湾



縮尺 50,000分の1

青森湾



縮尺 2,000分の1

漁場の位置 青森市造道、八重田、原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先
漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ及びリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ヰ、ユ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、M、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Q、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C及びDの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE、F、G、H、I、J及びKの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3,400メートルの点
イ オ(青森市原別、野内川左岸に設置した標柱)から真方位316度30分2,800メートルの点
ウ オから真方位320度30分2,800メートルの点
エ 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

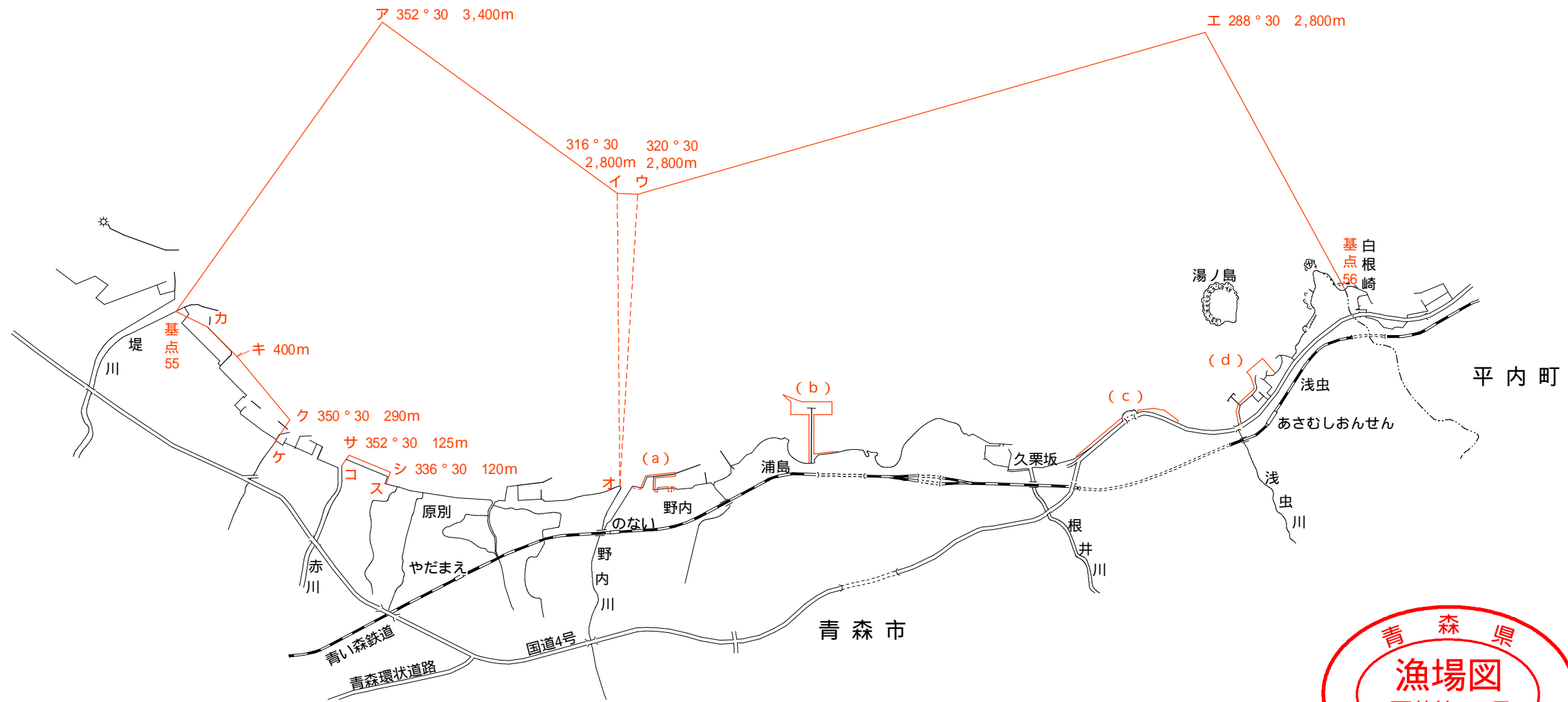
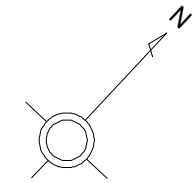
カ 青森市北防波堤西端
キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点
ク ケから真方位350度30分290メートルの点
ケ 青森市造道1丁目1に設置した標柱
コ 青森市八重田1丁目1、赤川右岸に設置した標柱
サ コから真方位352度30分125メートルの点
シ スから真方位336度30分120メートルの点
ス 青森市八重田1丁目7に設置した標柱
セ 青森市大字野内、青い森鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線(以下「架道橋中心延長線」という。)と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点
ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上セから北方26メートルの点
タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上ソから東方2メートルの点
チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方455メートルの点
ツ タとチとを結ぶ直線に対して、直角の線上チから西方203メートルの点
テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125メートルの点
ト ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方18メートルの点
ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから左側夾角39度30分100メートルの点
ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角20度の直線とテとヌとを結ぶ直線との交点
ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方400メートルの点
ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上ヌから南方125メートルの点
ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、直角の線上ネから西方173メートルの点
ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上ノから南方171メートルの点
ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して、直角の線上ハから東方10メートルの点
フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上ヒから南方69メートルの点
ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、直角の線上フから西方10メートルの点

ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上ヘから南方156.7メートルの点
マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから左側夾角78度5分30秒197.2メートルの点

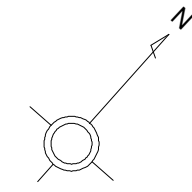
ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点
ム ミから真方位320度30分134メートルの点
メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角155度75メートルの点
モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角149度233メートルの点
ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角154度34メートルの点
ヰ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度154メートルの点
ユ ヤとヰとを結ぶ直線に対して、ヰから右側夾角90度200メートルの点
エ ヰとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角90度の直線と最大高潮時海岸線との交点
リ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから左側夾角191度54分20秒の直線と最大高潮時海岸線との交点
A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉾棧橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに77メートルの点
B Aから真方位342度145メートルの点
C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分282メートルの点
D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度1メートルの点
E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メートルの点
F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角90度22メートルの点
G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角90度14メートルの点
H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角90度2メートルの点
I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角90度208メートルの点
J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角96度30分122メートルの点
K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角90度6メートルの点
L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角90度14メートルの点
M Lから真方位51度30メートルの点
N Mから真方位319度30分33メートルの点
O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角92度110メートルの点
P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角91度36メートルの点
Q Pから真方位45度31メートルの点
R Qから真方位313度30分34メートルの点
S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角90度25メートルの点
T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角90度30メートルの点
A 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
B A から真方位270度17.5メートルの点
C D から真方位276度30分27.5メートルの点
D 青森市大字浅虫字山下365に設置した標柱
E L (青森市大字浅虫字山下160の6先に設置した標柱)から真方位226度151メートルの点
F L から真方位240度155.5メートルの点
G L から真方位312度30分56メートルの点
H L から真方位27度108.5メートルの点
I M (青森市大字浅虫字山下160の4先に設置した標柱)から真方位288度87.5メートルの点
J M から真方位349度42.5メートルの点
K M から真方位355度27.5メートルの点



青 森 湾



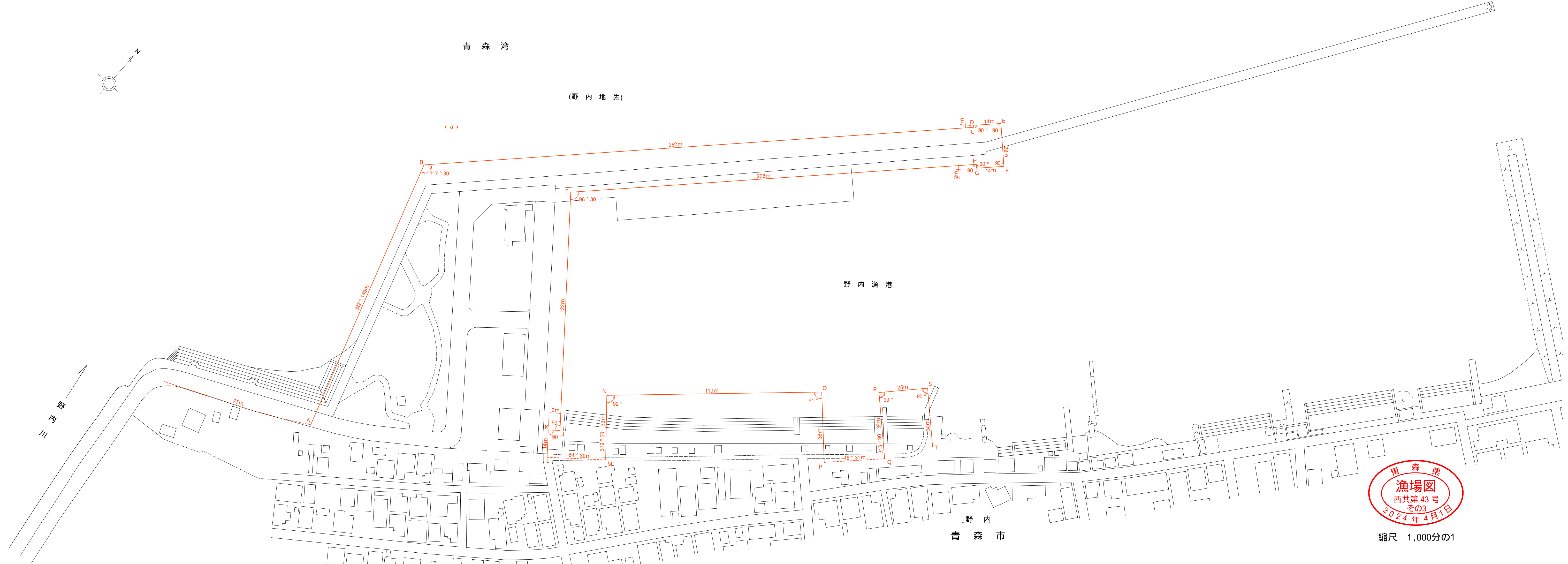
縮尺 50,000分の1



青森湾

(野内地先)

(a)



野内川

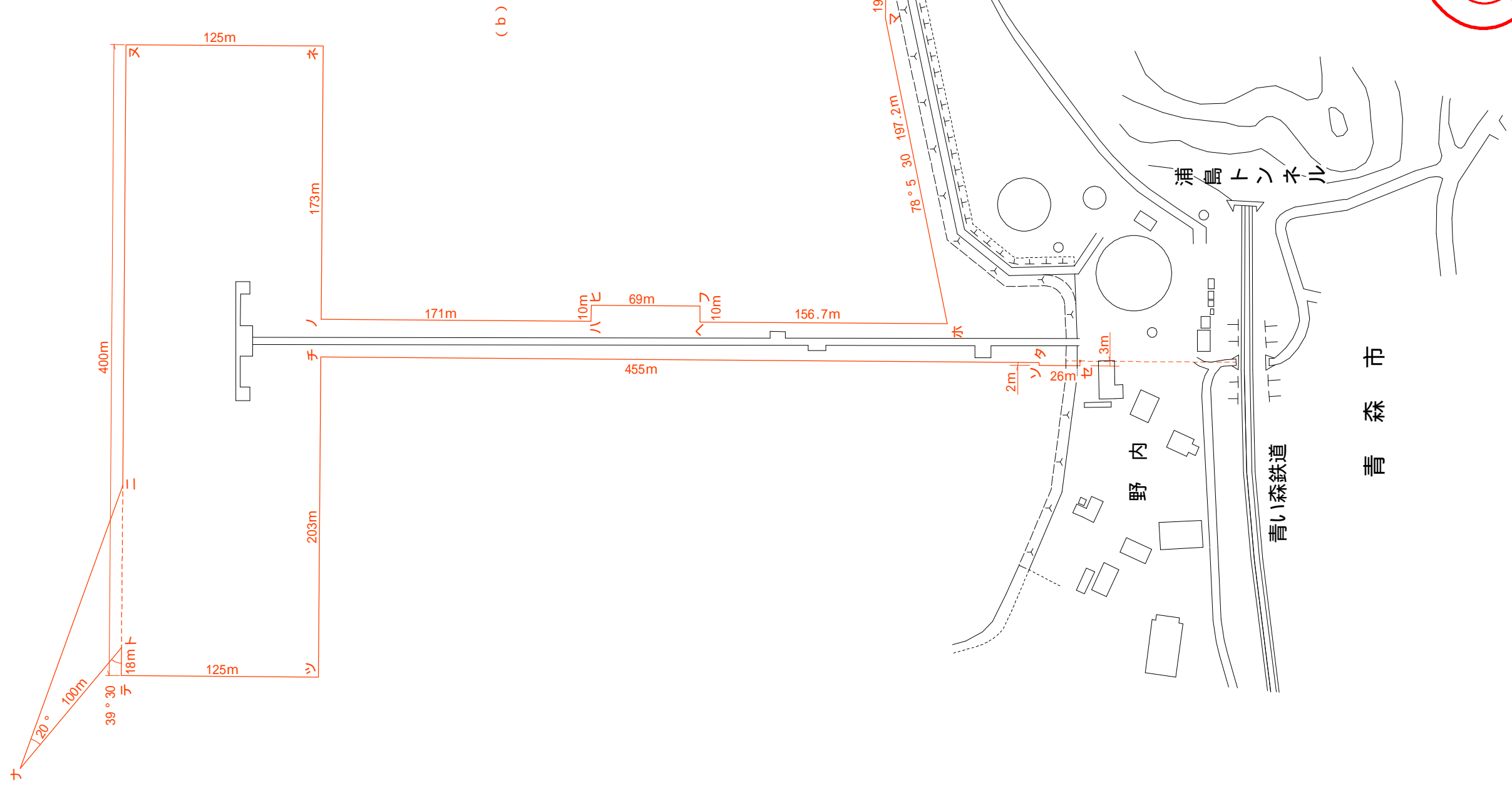
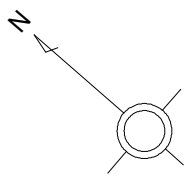
野内漁港

野内市
青森市



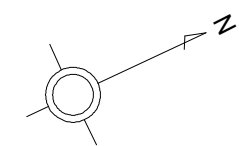
縮尺 1,000分の1

青森湾

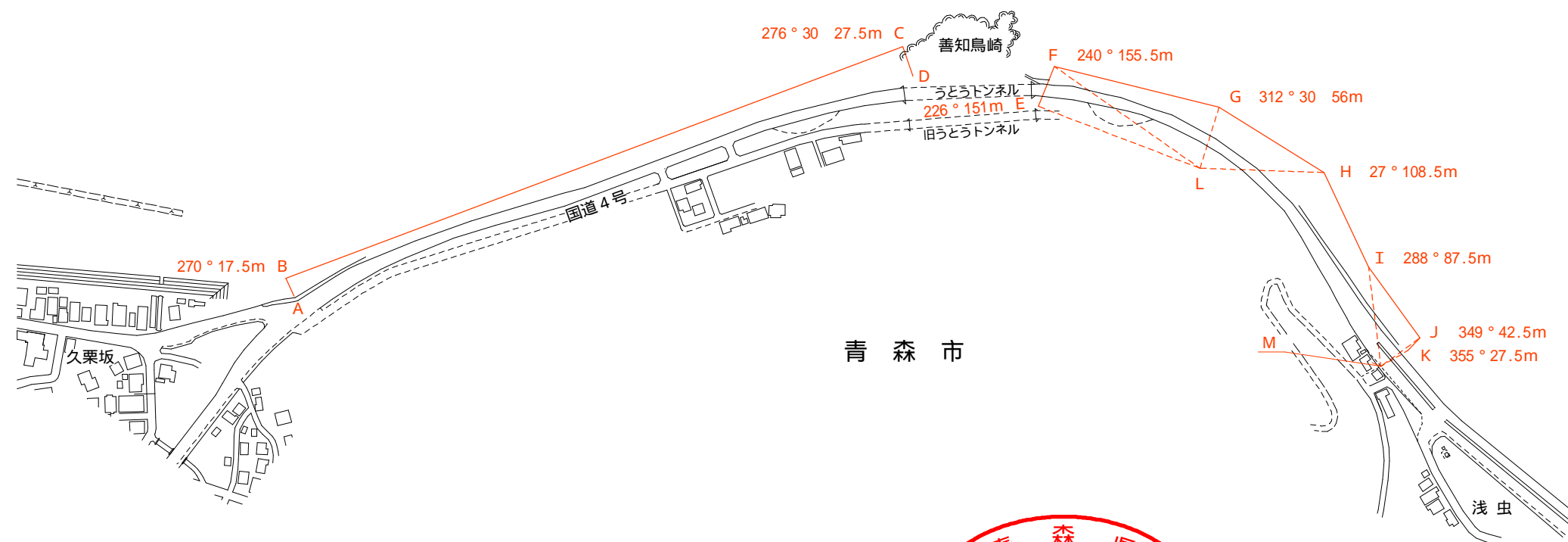


縮尺 3,000分の1

青森湾

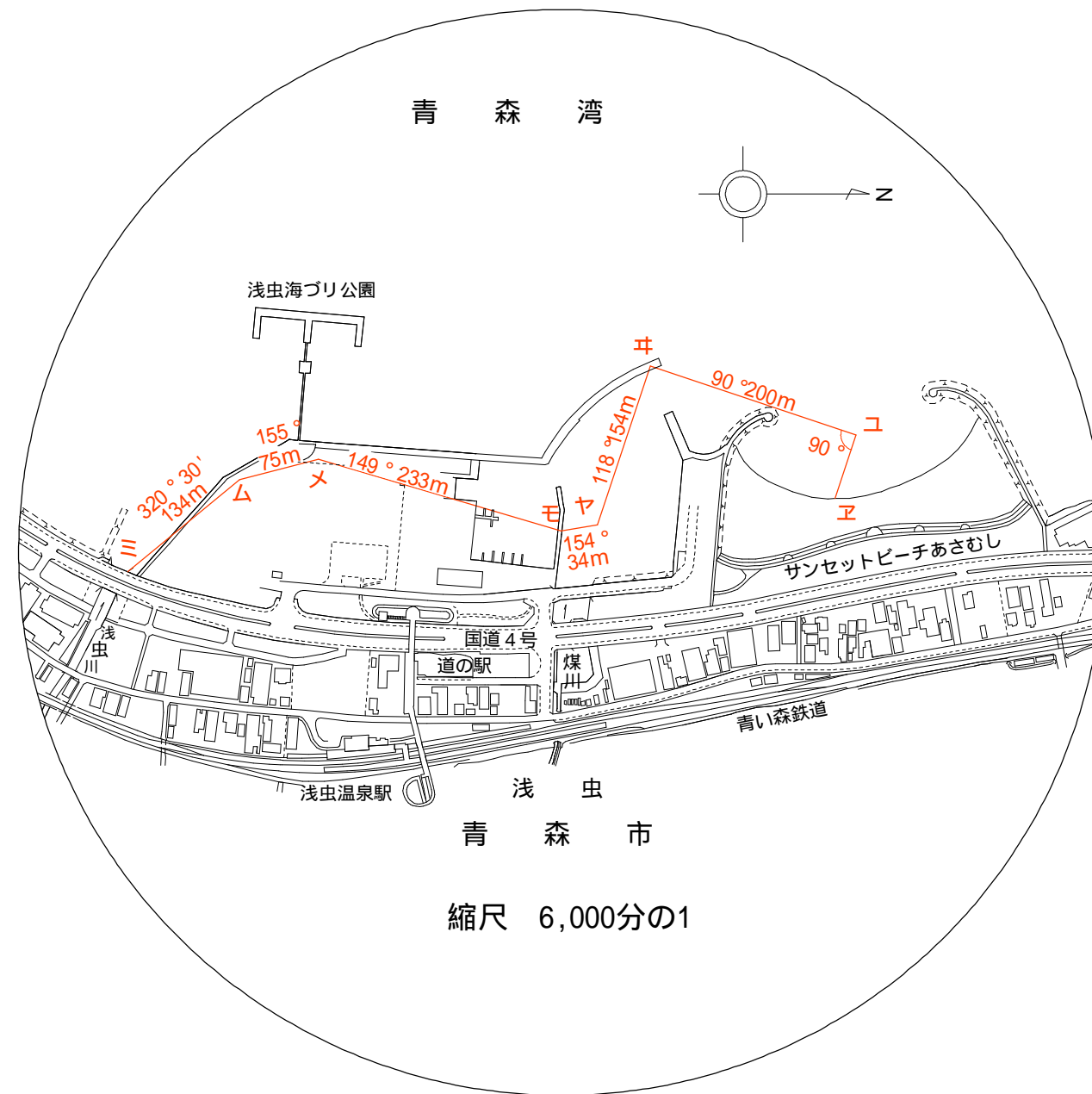


(c)



縮尺 5,000分の1

(d)



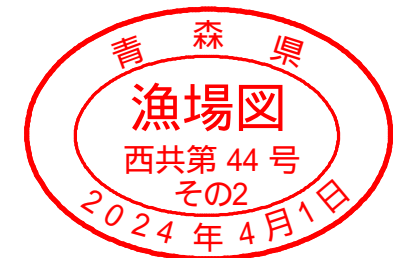
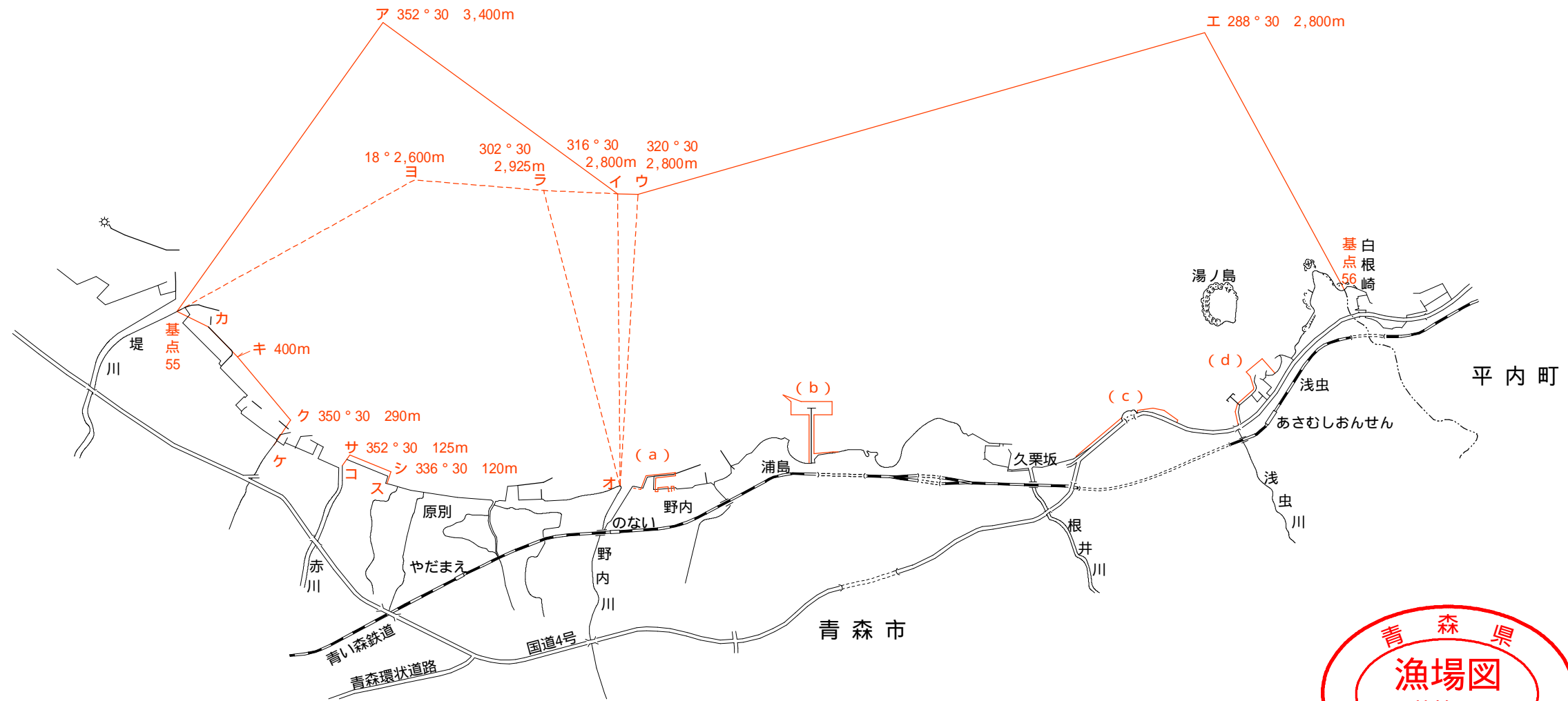
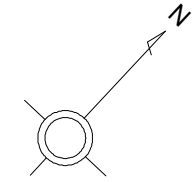
漁場の位置 青森市造道、八重田、原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先
漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(小型定置漁業にあっては、基点第55号、ヨ、ラ、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域)。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ及びリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ヰ、ユ及びヱの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、M、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Q、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、A、B、C及びDの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE、F、G、H、I、J及びKの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端
ア 基点第55号から真方位352度30分3,400メートルの点
イ オ(青森市原別、野内川左岸に設置した標柱)から真方位316度30分2,800メートルの点
ウ オから真方位320度30分2,800メートルの点
エ 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点
基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱
カ 青森市北防波堤西端
キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点
ク ケから真方位350度30分290メートルの点
ケ 青森市造道1丁目1に設置した標柱
コ 青森市八重田1丁目1、赤川右岸に設置した標柱
サ コから真方位352度30分125メートルの点
シ スから真方位336度30分120メートルの点
ス 青森市八重田1丁目7に設置した標柱
セ 青森市大字野内、青い森鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線(以下「架道橋中心延長線」という。)と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点
ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上セから北方26メートルの点
タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上ソから東方2メートルの点
チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方455メートルの点
ツ タとチとを結ぶ直線に対して、直角の線上チから西方203メートルの点
テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125メートルの点
ト ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方18メートルの点
ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから左側夾角39度30分100メートルの点
ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角20度の直線とテとヌとを結ぶ直線との交点
ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して、直角の線上テから東方400メートルの点
ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上ヌから南方125メートルの点
ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、直角の線上ネから西方173メートルの点
ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上ノから南方171メートルの点
ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して、直角の線上ハから東方10メートルの点
フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上ヒから南方69メートルの点
ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、直角の線上フから西方10メートルの点

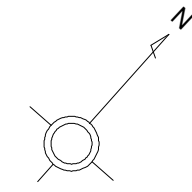
- ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上ヘから南方156.7メートルの点
マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから左側夾角78度5分30秒197.2メートルの点
ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点
ム ミから真方位320度30分134メートルの点
メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角155度75メートルの点
モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角149度233メートルの点
ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角154度34メートルの点
ヰ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度154メートルの点
ユ ヤとヰとを結ぶ直線に対して、ヰから右側夾角90度200メートルの点
ヱ ヰとユとを結ぶ直線に対して、ユから右側夾角90度の直線と最大高潮時海岸線との交点
ヨ 基点第55号から真方位18度2,600メートルの点
ラ オから真方位302度30分2,925メートルの点
リ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから左側夾角191度54分20秒の直線と最大高潮時海岸線との交点
A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉾棧橋の浅虫側海岸護岸起点から護岸沿いに77メートルの点
B Aから真方位342度145メートルの点
C AとBとを結ぶ直線に対して、Bから右側夾角117度30分282メートルの点
D BとCとを結ぶ直線に対して、Cから左側夾角90度1メートルの点
E CとDとを結ぶ直線に対して、Dから右側夾角90度14メートルの点
F DとEとを結ぶ直線に対して、Eから右側夾角90度22メートルの点
G EとFとを結ぶ直線に対して、Fから右側夾角90度14メートルの点
H FとGとを結ぶ直線に対して、Gから右側夾角90度2メートルの点
I GとHとを結ぶ直線に対して、Hから左側夾角90度208メートルの点
J HとIとを結ぶ直線に対して、Iから左側夾角96度30分122メートルの点
K IとJとを結ぶ直線に対して、Jから右側夾角90度6メートルの点
L JとKとを結ぶ直線に対して、Kから左側夾角90度14メートルの点
M Lから真方位51度30メートルの点
N Mから真方位319度30分33メートルの点
O MとNとを結ぶ直線に対して、Nから右側夾角92度110メートルの点
P NとOとを結ぶ直線に対して、Oから右側夾角91度36メートルの点
Q Pから真方位45度31メートルの点
R Qから真方位313度30分34メートルの点
S QとRとを結ぶ直線に対して、Rから右側夾角90度25メートルの点
T RとSとを結ぶ直線に対して、Sから右側夾角90度30メートルの点
A 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱
B A から真方位270度17.5メートルの点
C D から真方位276度30分27.5メートルの点
D 青森市大字浅虫字山下365に設置した標柱
E L (青森市大字浅虫字山下160の6先に設置した標柱)から真方位226度151メートルの点
F L から真方位240度155.5メートルの点
G L から真方位312度30分56メートルの点
H L から真方位27度108.5メートルの点
I M (青森市大字浅虫字山下160の4先に設置した標柱)から真方位288度87.5メートルの点
J M から真方位349度42.5メートルの点
K M から真方位355度27.5メートルの点



青 森 湾



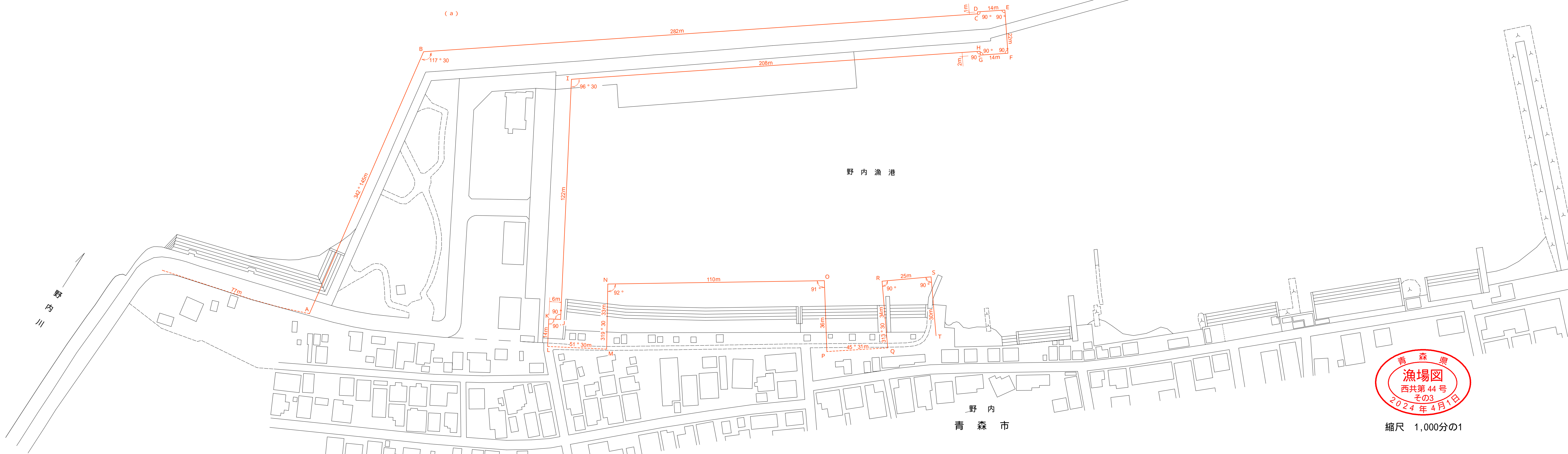
縮尺 50,000分の1



青森湾

(野内地先)

(a)



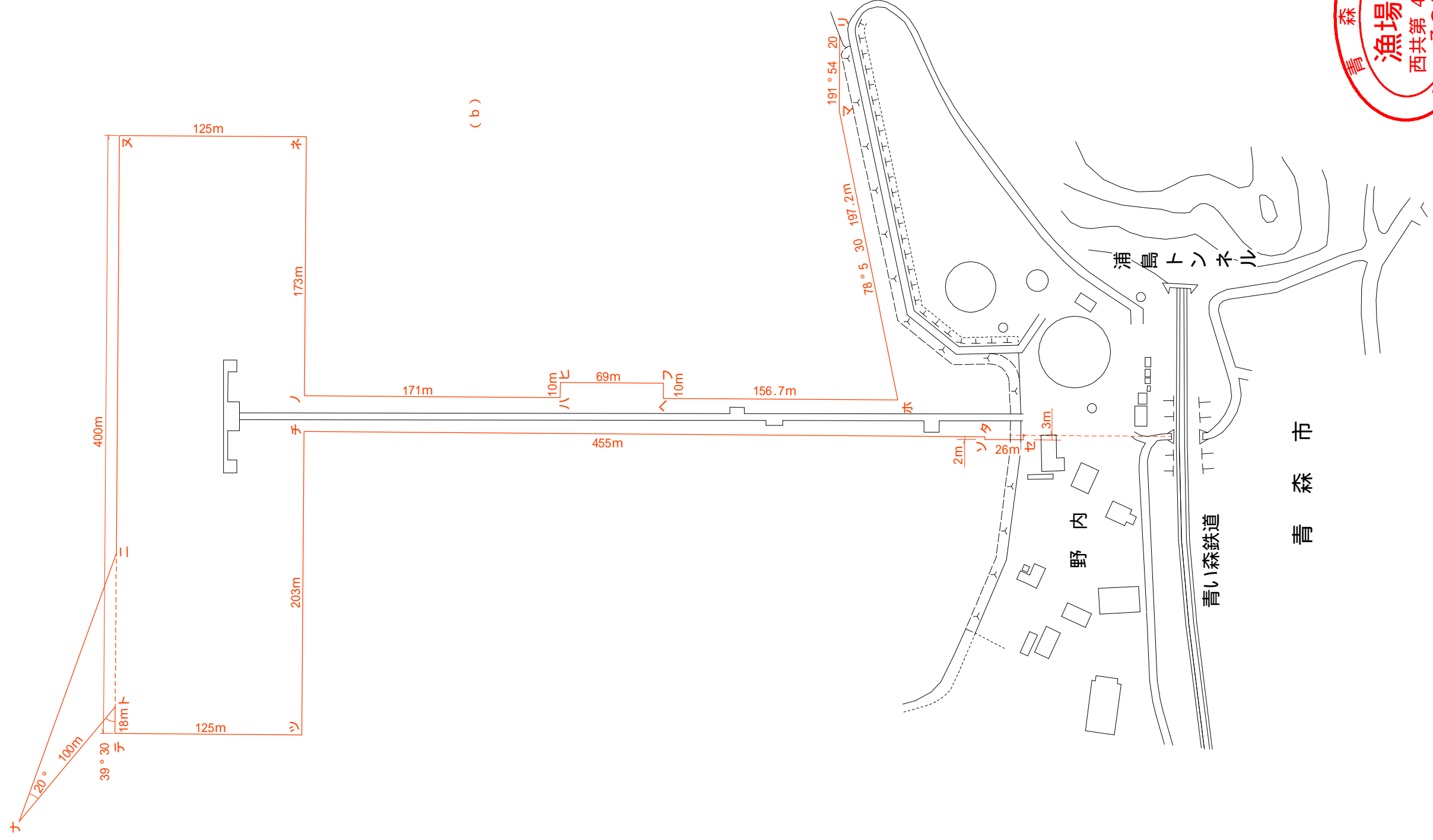
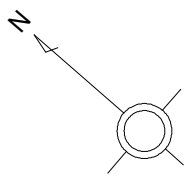
野内漁港

野内
青森市



縮尺 1,000分の1

青森湾

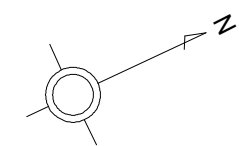


(b)

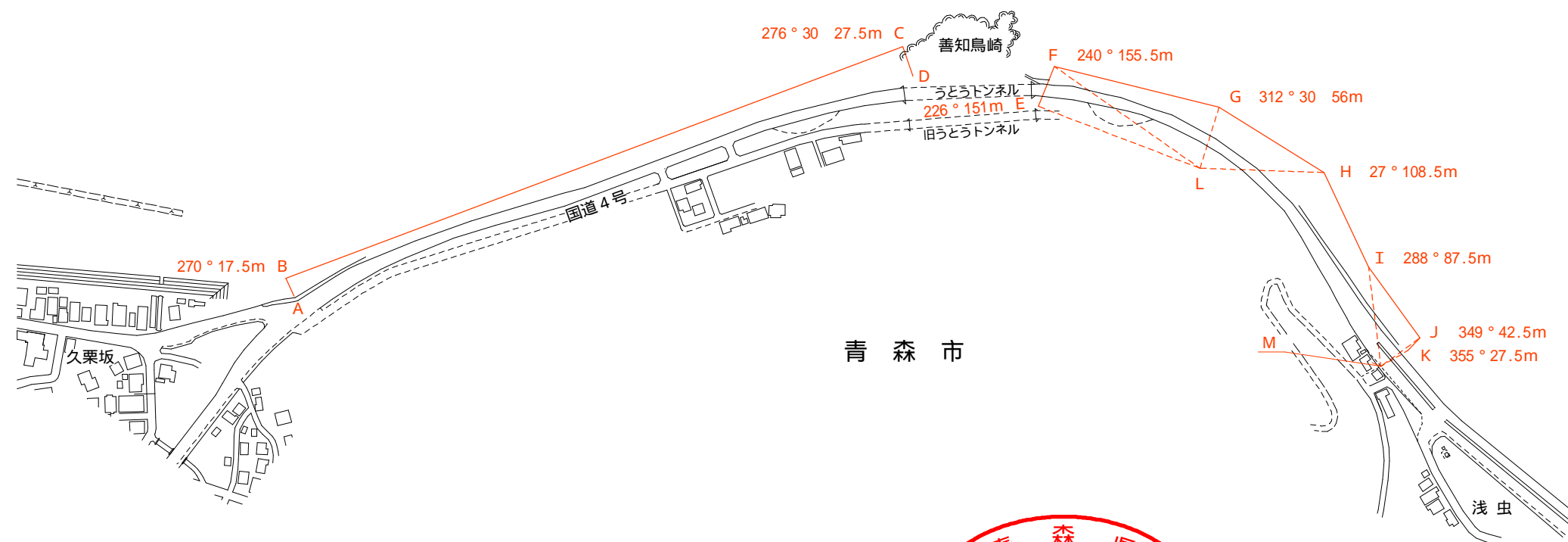


縮尺 3,000分の1

青森湾

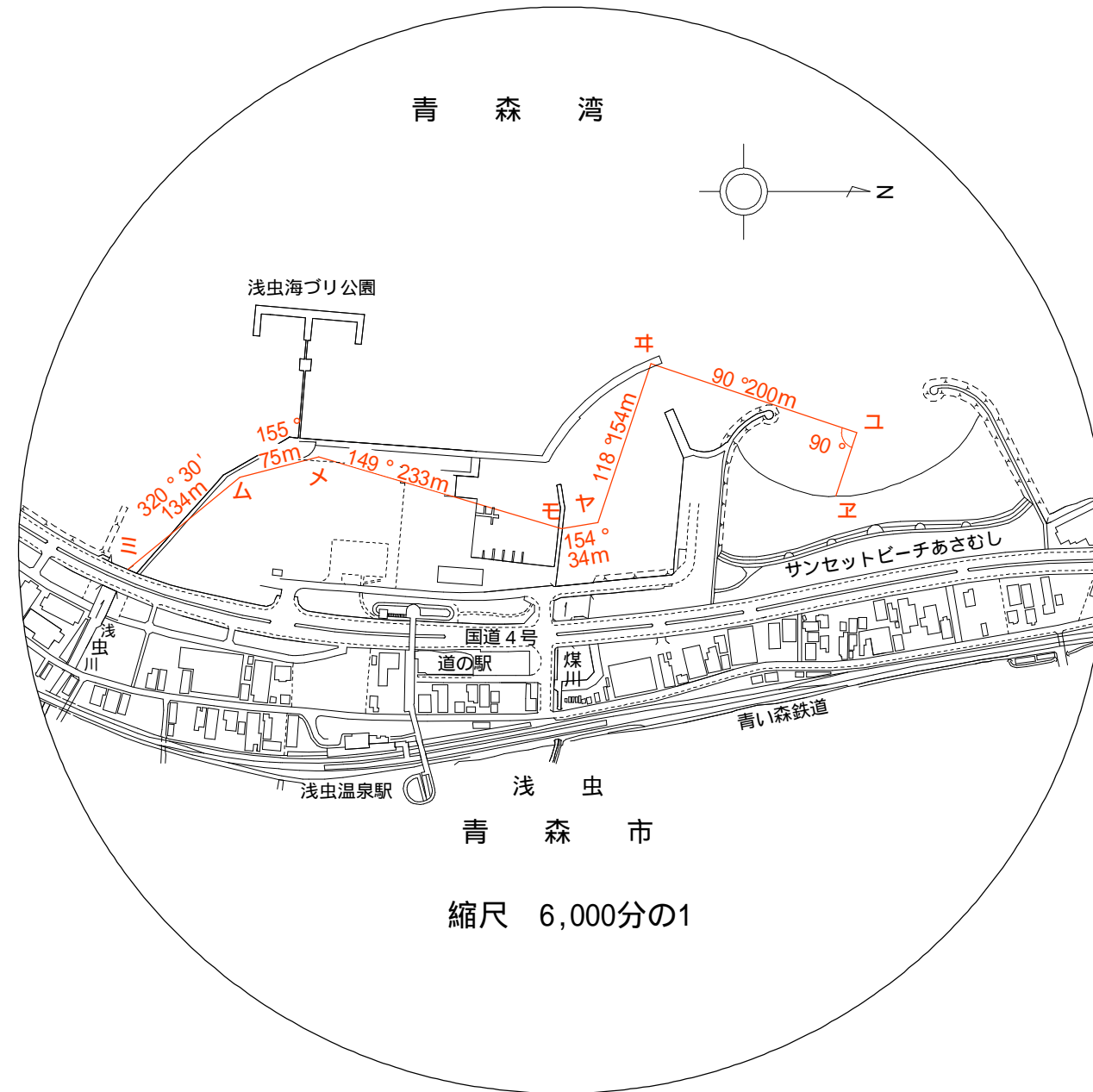


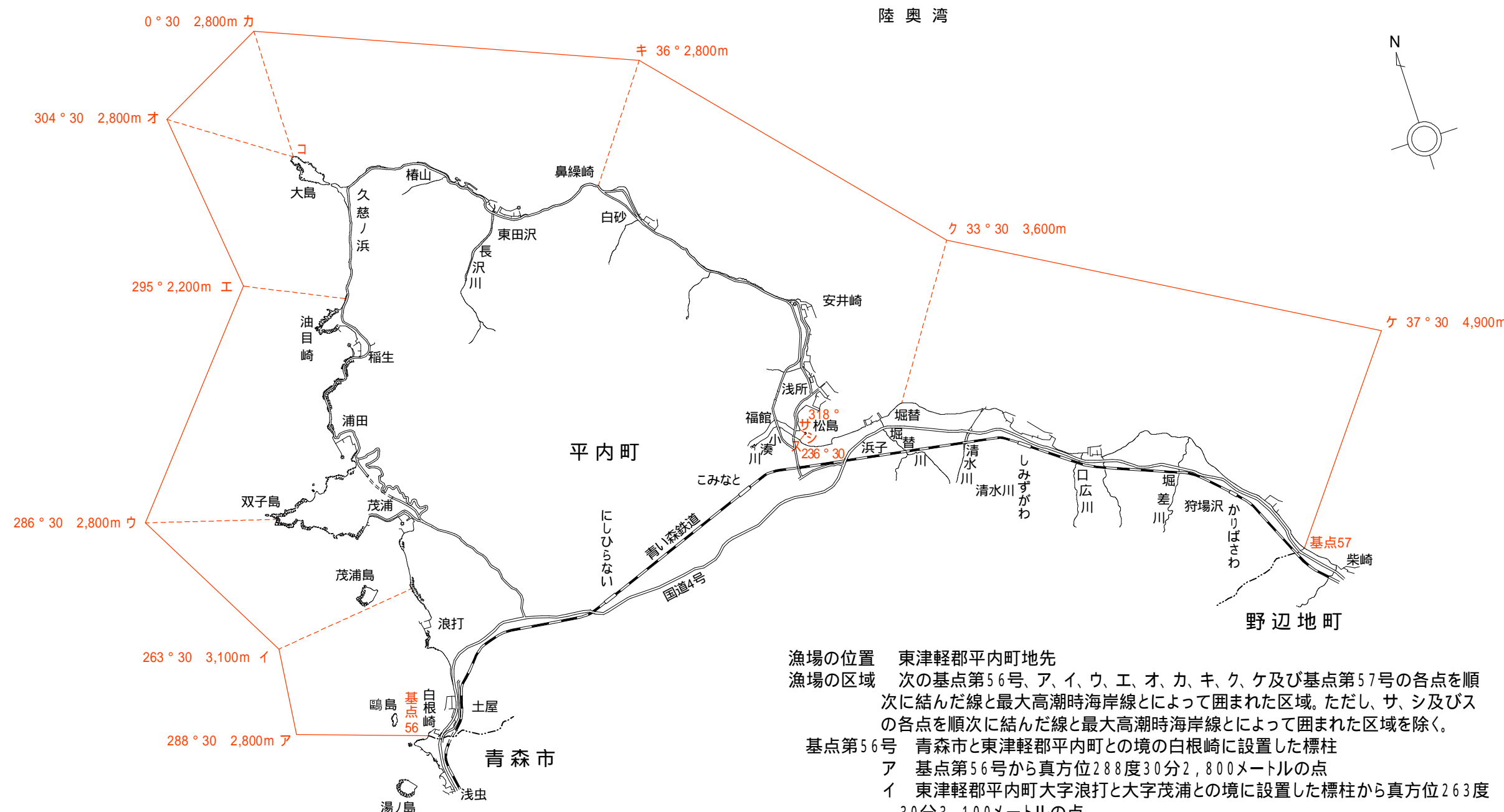
(c)



縮尺 5,000分の1

(d)



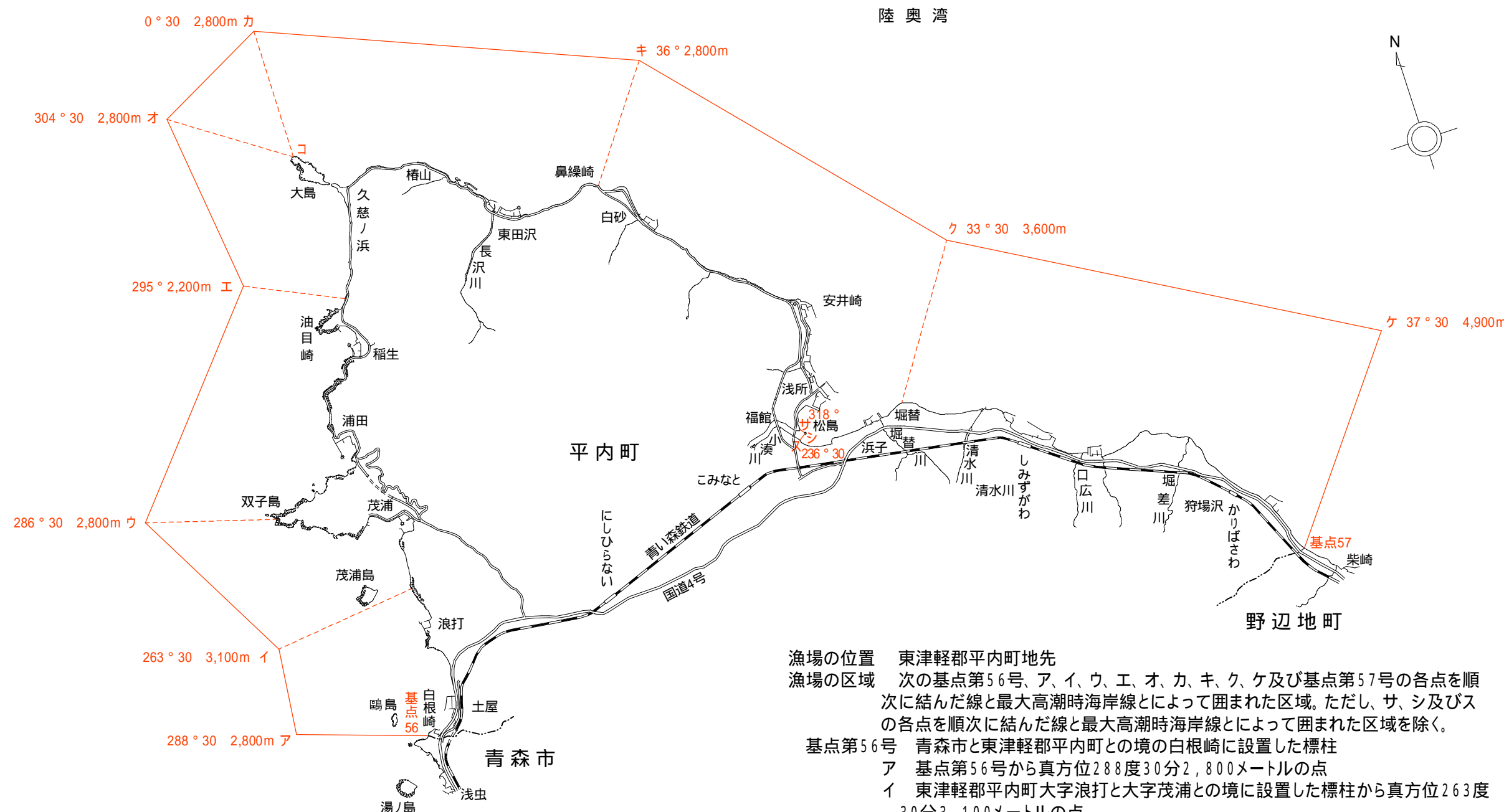


漁場の位置 東津軽郡平内町地先
 漁場の区域 次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱
 ア 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点
 イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3,100メートルの点
 ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2,800メートルの点
 エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2,200メートルの点
 オ コ(東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱)から真方位304度30分2,800メートルの点
 カ コから真方位30分2,800メートルの点
 キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻繰崎に設置した標柱から真方位36度2,800メートルの点
 ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3,600メートルの点
 ケ 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点
 基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱
 サ シから真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点
 シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱
 ス シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点



縮尺 100,000分の1



漁場の位置 東津軽郡平内町地先
 漁場の区域 次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱
 ア 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点
 イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3,100メートルの点
 ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2,800メートルの点
 エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2,200メートルの点
 オ コ(東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱)から真方位304度30分2,800メートルの点
 カ コから真方位30分2,800メートルの点
 キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻繰崎に設置した標柱から真方位36度2,800メートルの点
 ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3,600メートルの点
 ケ 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点
 基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱
 サ シから真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点
 シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱
 ス シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点



縮尺 100,000分の1

漁場の位置 上北郡野辺地町地先

漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3,340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

エ ウ(野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点)から真方位291度30分10メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角90度155メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角90度25メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角90度155メートルの点

ケ ク(野辺地港西防波堤西側先端)とオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角93度203メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角88度25メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角90度30分203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角43度30分128メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角140度8メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角125度128メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角40度187メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角90度84メートルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角155度18メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角134度16メートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角142度15メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角148度7メートルの点

ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角156度30分5メートルの点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角100度100メートルの点

ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角141度30分90メートルの点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角42度60メートルの点

ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方5メートルの点

フ ヒから真方位59度30分38メートルの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角90度50メートルの点

ホ フとヘとを結ぶ直線に対して、ヘから左側夾角90度52.7メートルの点

マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角110度247メートルの点

ミ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角90度109.7メートルの点

ム マとミとを結ぶ直線に対して、ミから右側夾角80度22メートルの点

メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角120度18.5メートルの点

モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角124度26.5メートルの点

ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角165度30分45メートルの点

ユ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角175度52.5メートルの点

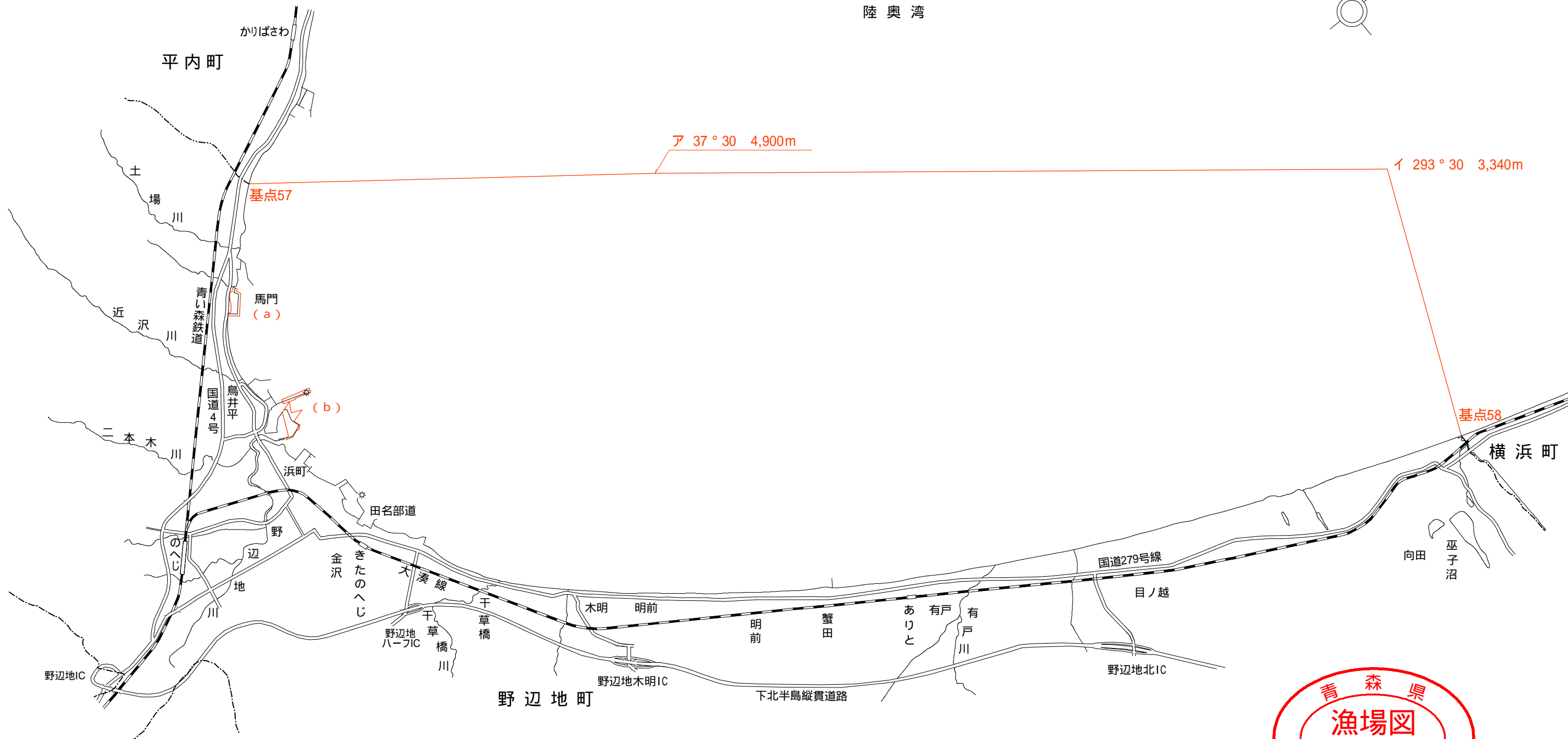
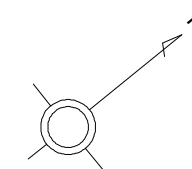
ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対して、ユから左側夾角157度30分27.2メートルの点

ラ ヨとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角151度92メートルの点

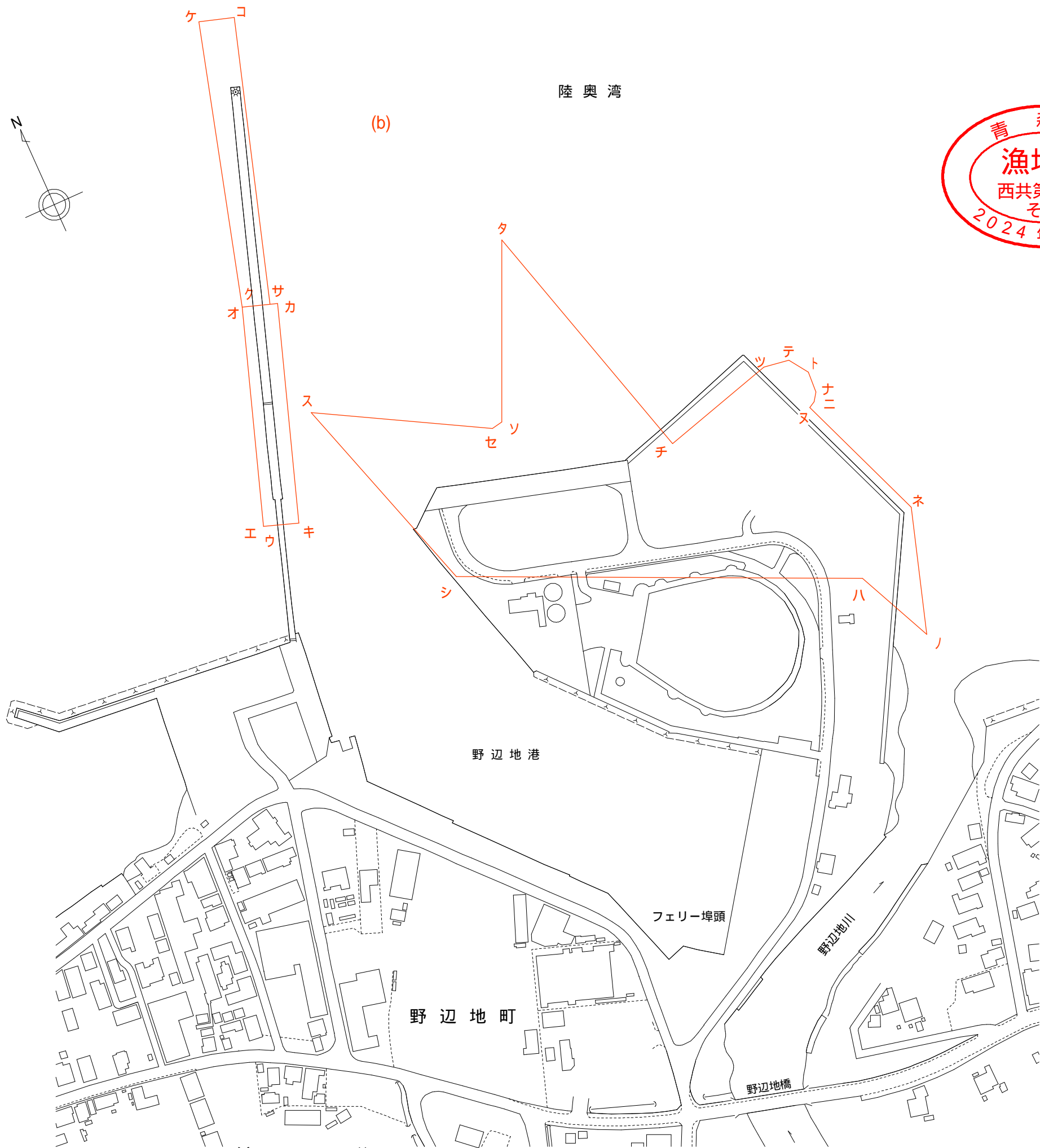
リ ヨとラとを結ぶ直線に対して、ラから右側夾角116度18メートルの点



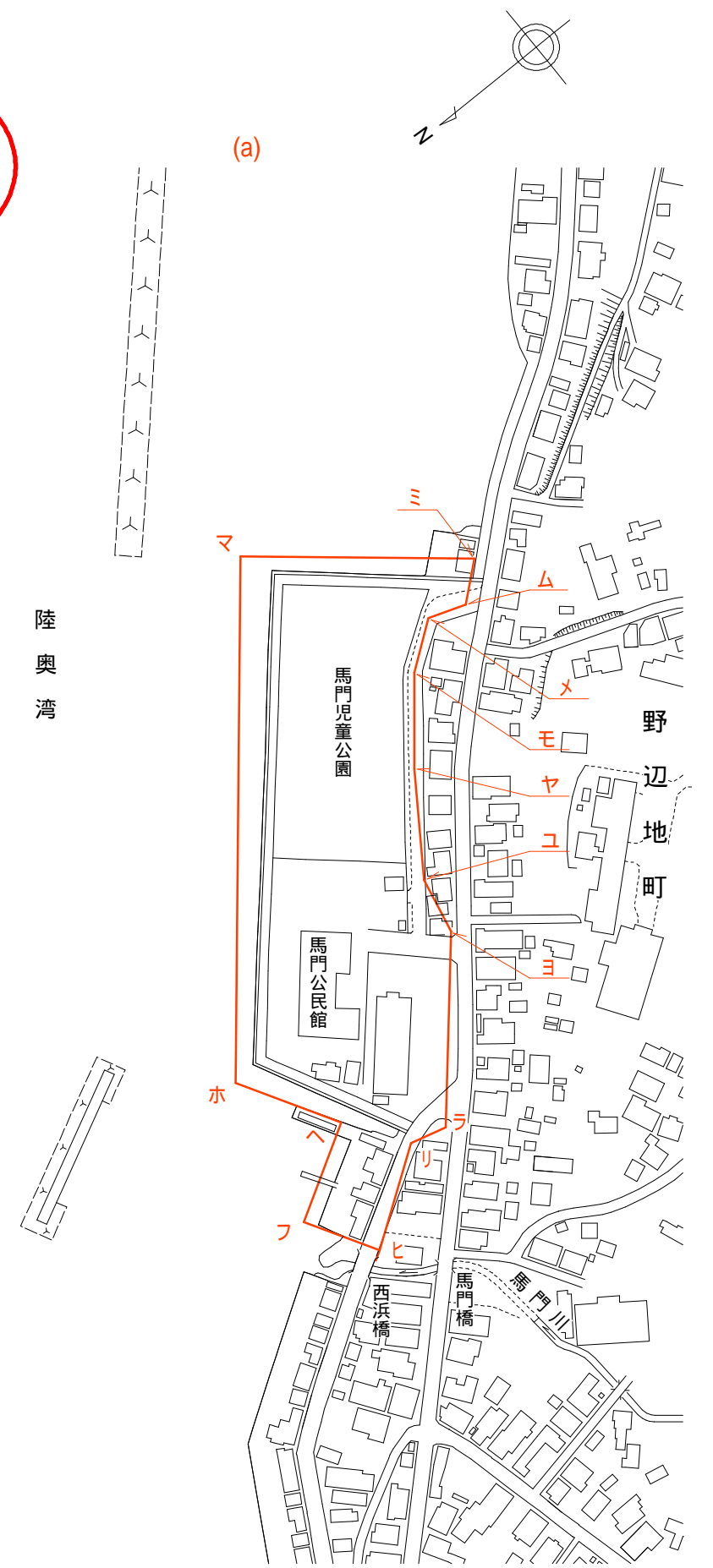
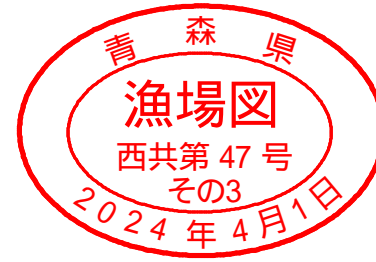
陸奥湾



縮尺 50,000分の1



縮尺 3,000分の1



縮尺 3,000分の1

漁場の位置 上北郡野辺地町地先

漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3,340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

エ ウ(野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点)から真方位291度30分10メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角90度155メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角90度25メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角90度155メートルの点

ケ ク(野辺地港西防波堤西側先端)とオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角93度203メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角88度25メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角90度30分203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角43度30分128メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角140度8メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角125度128メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角40度187メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角90度84メートルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角155度18メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角134度16メートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角142度15メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角148度7メートルの点

ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角156度30分5メートルの点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角100度100メートルの点

ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角141度30分90メートルの点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角42度60メートルの点

ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方5メートルの点

フ ヒから真方位59度30分38メートルの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角90度50メートルの点

ホ フとヘとを結ぶ直線に対して、ヘから左側夾角90度52.7メートルの点

マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角110度247メートルの点

ミ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角90度109.7メートルの点

ム マとミとを結ぶ直線に対して、ミから右側夾角80度22メートルの点

メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角120度18.5メートルの点

モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角124度26.5メートルの点

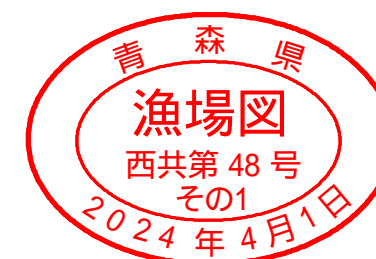
ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角165度30分45メートルの点

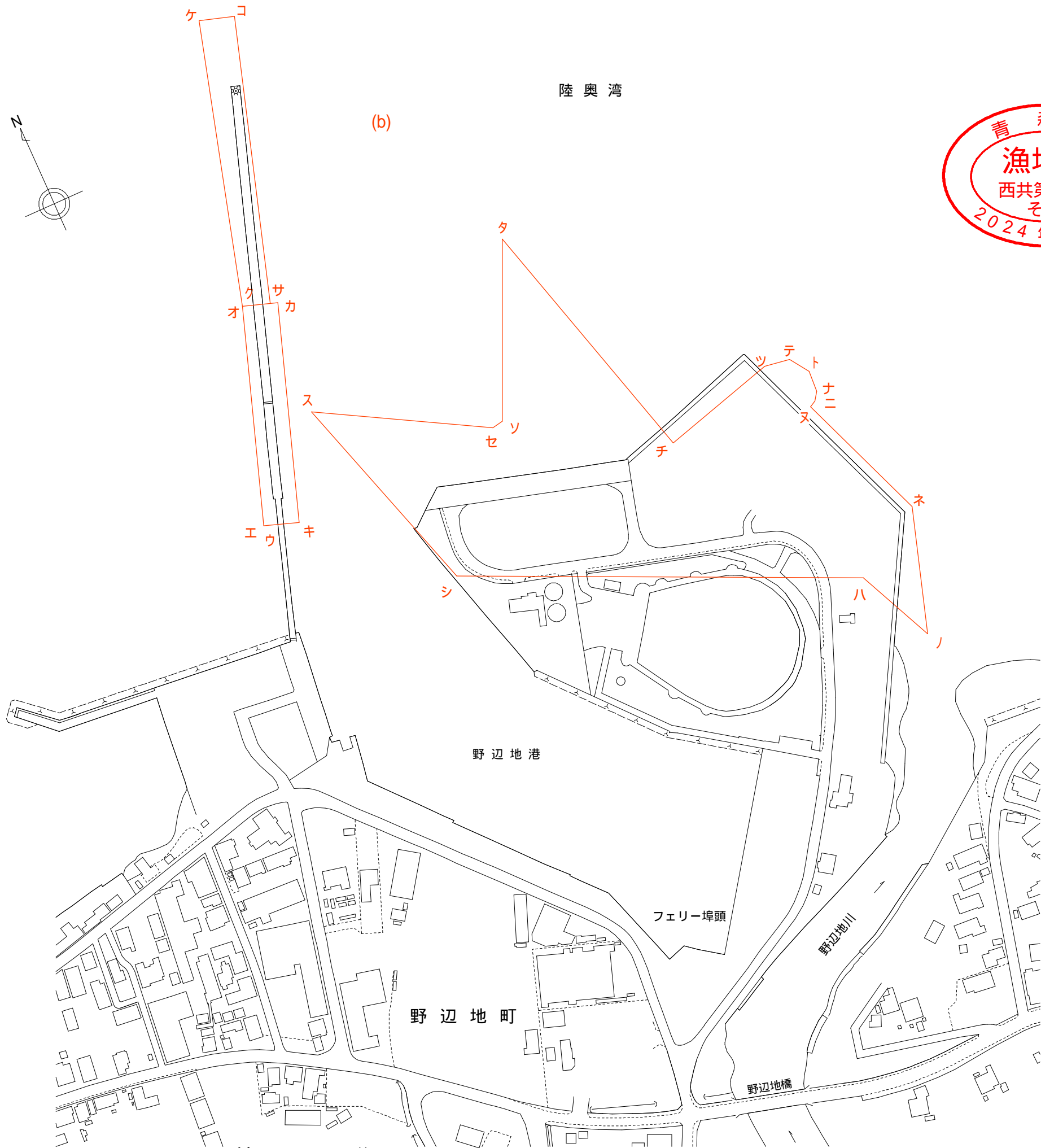
ユ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角175度52.5メートルの点

ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対して、ユから左側夾角157度30分27.2メートルの点

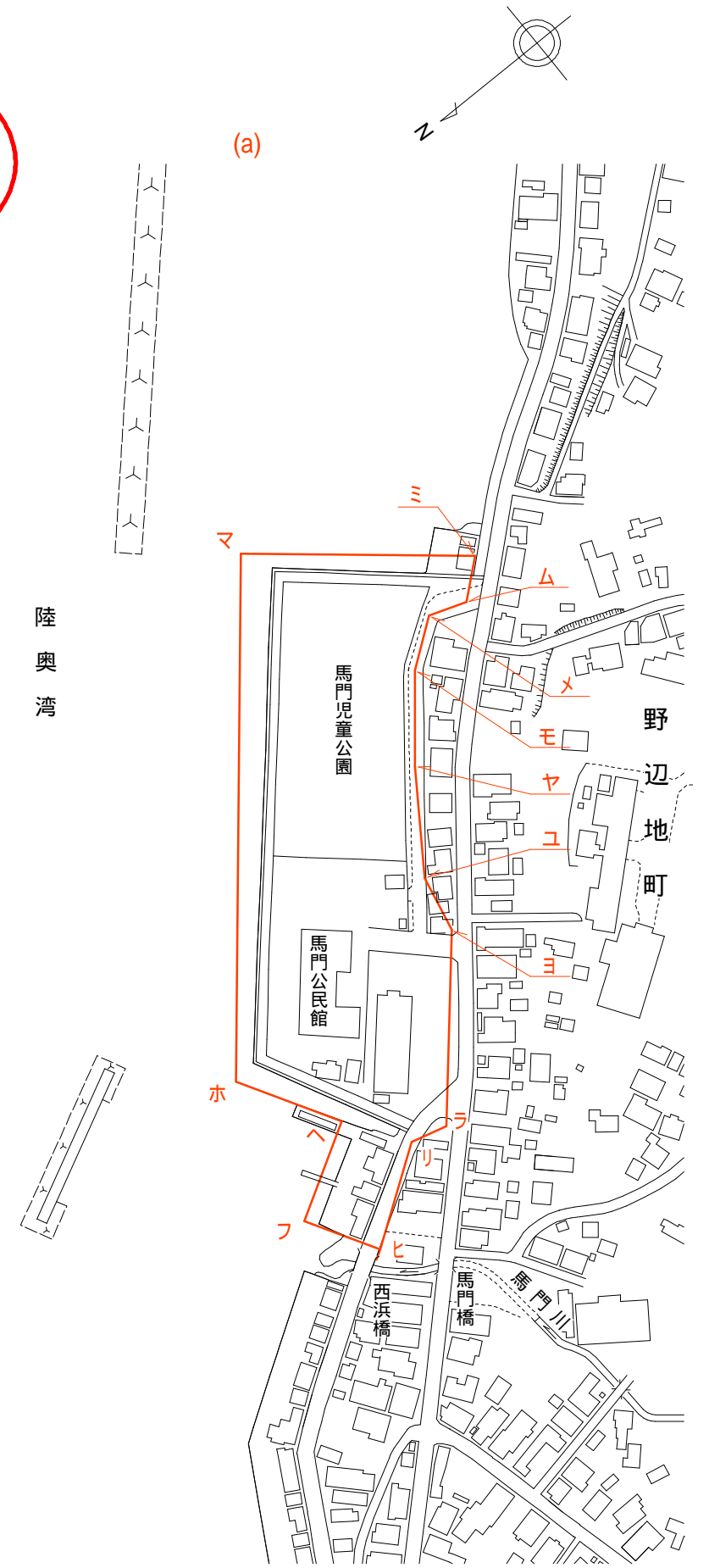
ラ ヨとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角151度92メートルの点

リ ヨとラとを結ぶ直線に対して、ラから右側夾角116度18メートルの点



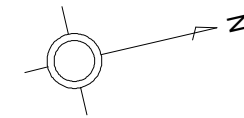


縮尺 3,000分の1



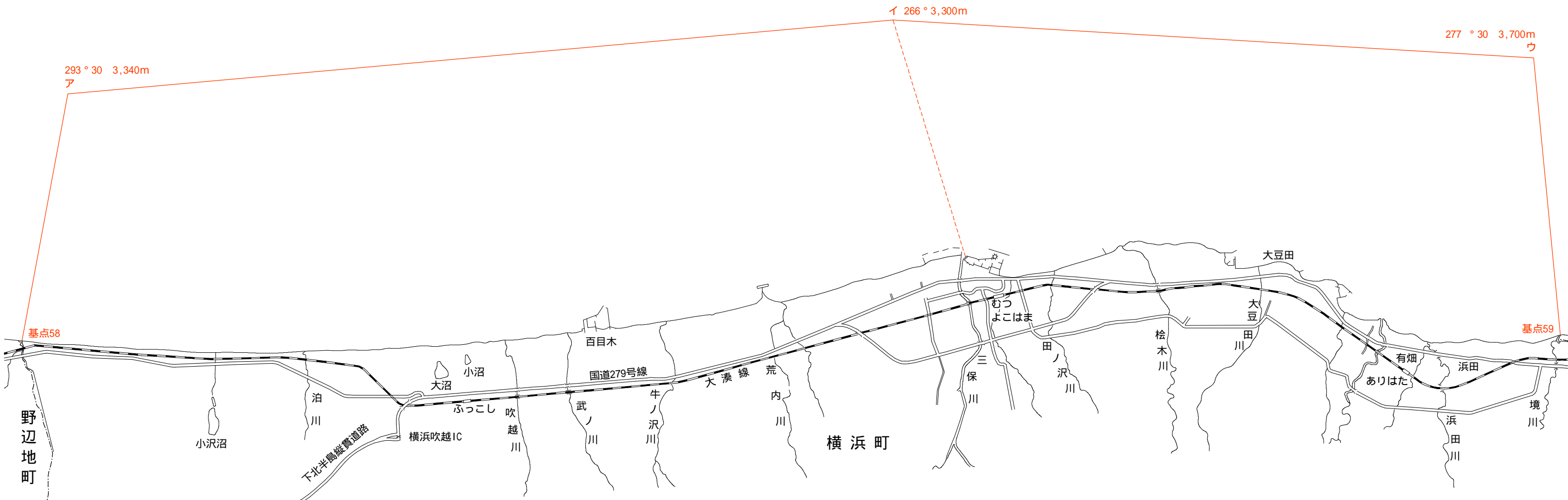
縮尺 3,000分の1

漁場の位置 上北郡横浜町地先
 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱
 ア 基点第58号から真方位293度30分3,340メートルの点
 イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3,300メートルの点
 ウ 基点第59号から真方位277度30分3,700メートルの点
 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

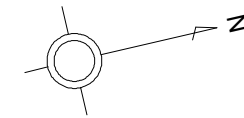


陸奥湾

縮尺 50,000分の1

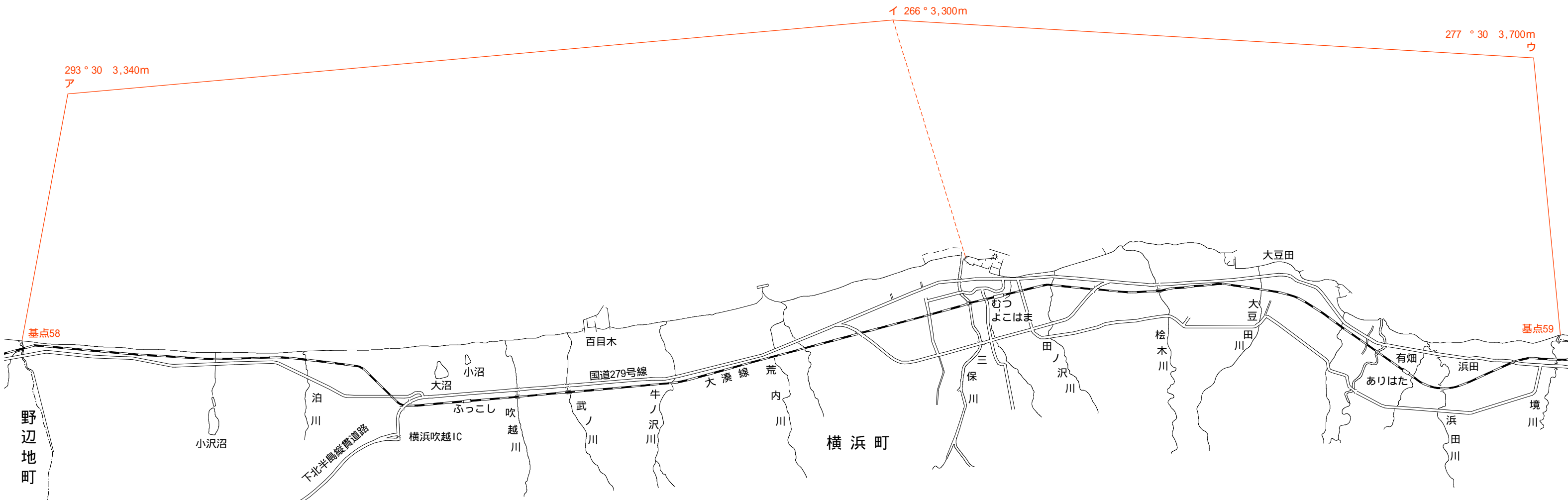


漁場の位置 上北郡横浜町地先
 漁場の区域 次の基点第58号、ア、イ、ウ及び基点第59号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱
 ア 基点第58号から真方位293度30分3,340メートルの点
 イ 上北郡横浜町、三保川右岸漁港防波堤基部から真方位266度3,300メートルの点
 ウ 基点第59号から真方位277度30分3,700メートルの点
 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱



陸奥湾

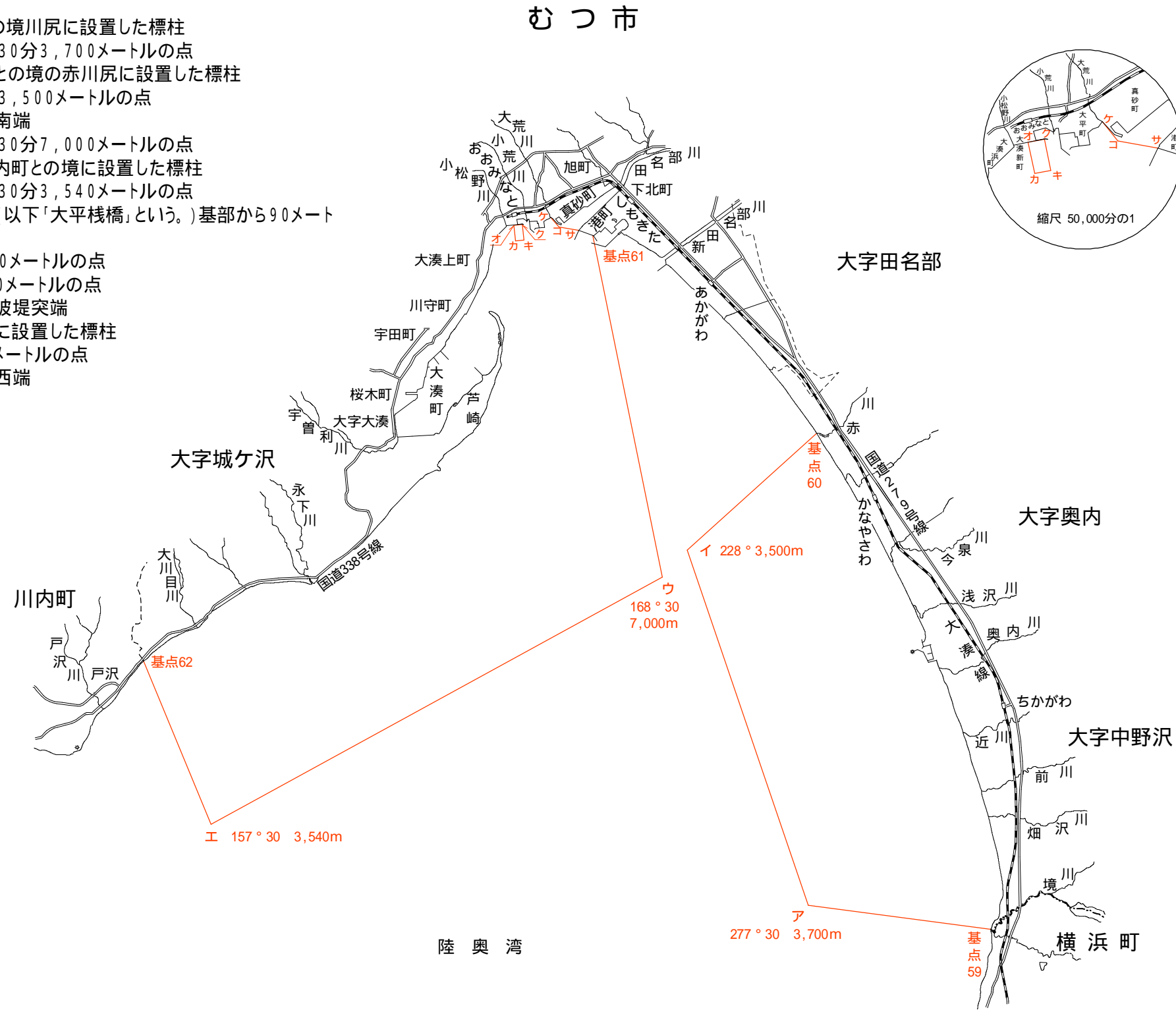
縮尺 50,000分の1



漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

漁場の区域 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びク各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサ各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
- ア 基点第59号から真方位277度30分3,700メートルの点
- 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱
- イ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点
- 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端
- ウ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点
- 基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱
- エ 基点第62号から真方位157度30分3,540メートルの点
- オ むつ市大字大平、旧大平棧橋(以下「大平棧橋」という。)基部から90メートルの埋立護岸上の点
- カ オから大平棧橋の沿直線上320メートルの点
- キ クから大平棧橋の沿直線上320メートルの点
- ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端
- ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱
- コ ケから真方位141度30分250メートルの点
- サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

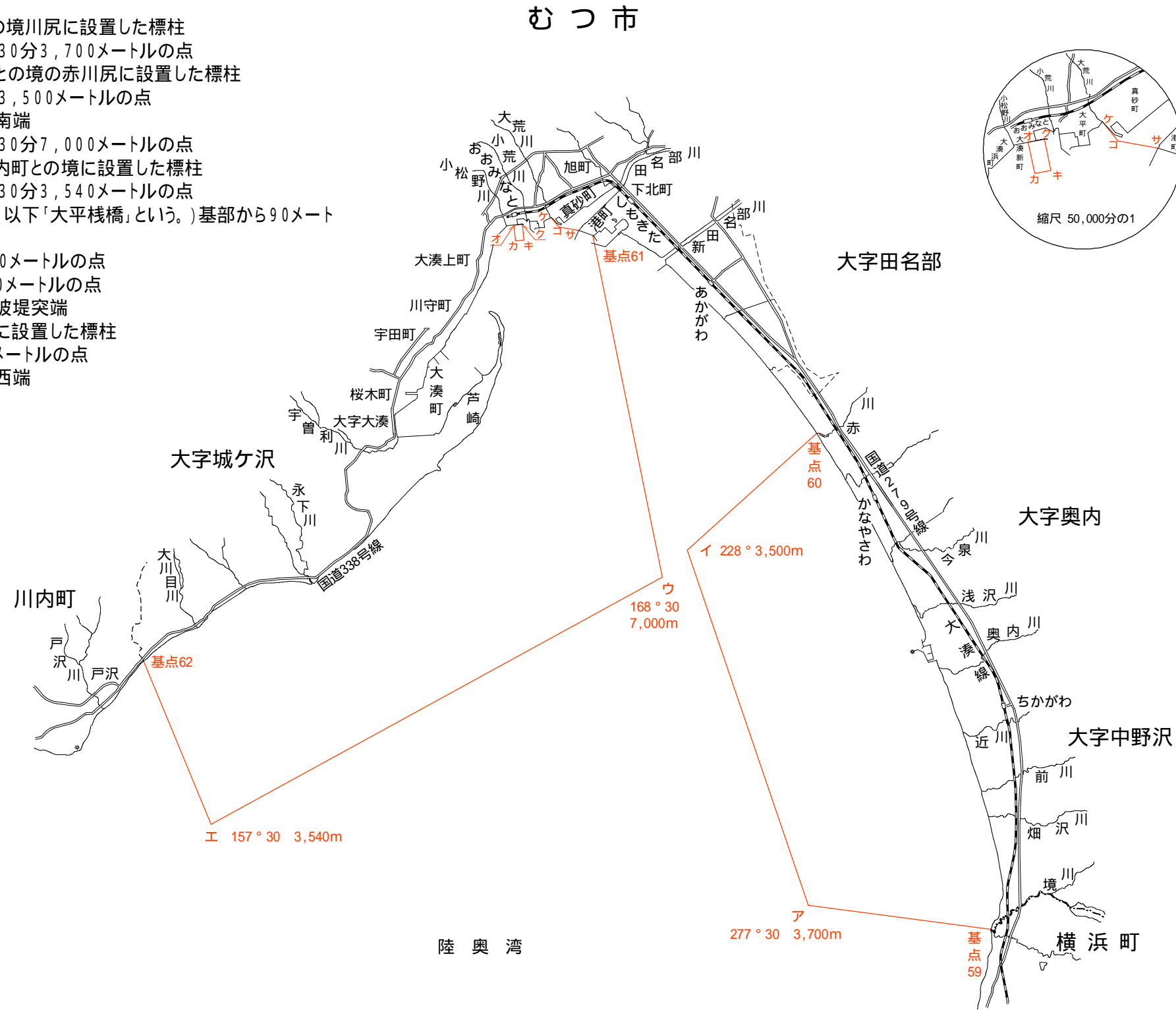


縮尺 100,000分の1

漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、大平町、大湊新町、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

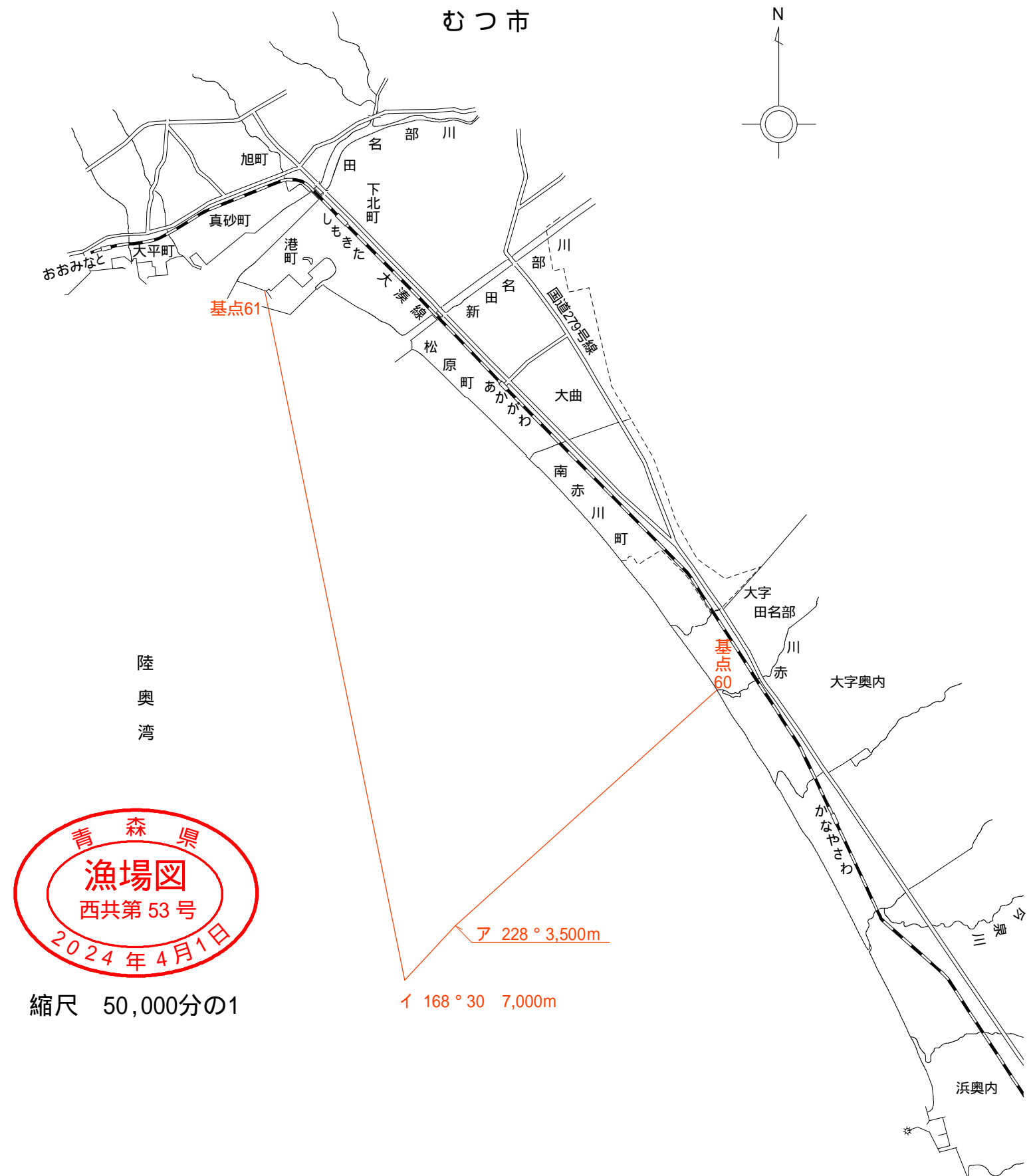
漁場の区域 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
- ア 基点第59号から真方位277度30分3,700メートルの点
- 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱
- イ 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点
- 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端
- ウ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点
- 基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱
- エ 基点第62号から真方位157度30分3,540メートルの点
- オ むつ市大字大平、旧大平棧橋(以下「大平棧橋」という。)基部から90メートルの埋立護岸上の点
- カ オから大平棧橋の沿直線上320メートルの点
- キ クから大平棧橋の沿直線上320メートルの点
- ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端
- ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱
- コ ケから真方位141度30分250メートルの点
- サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

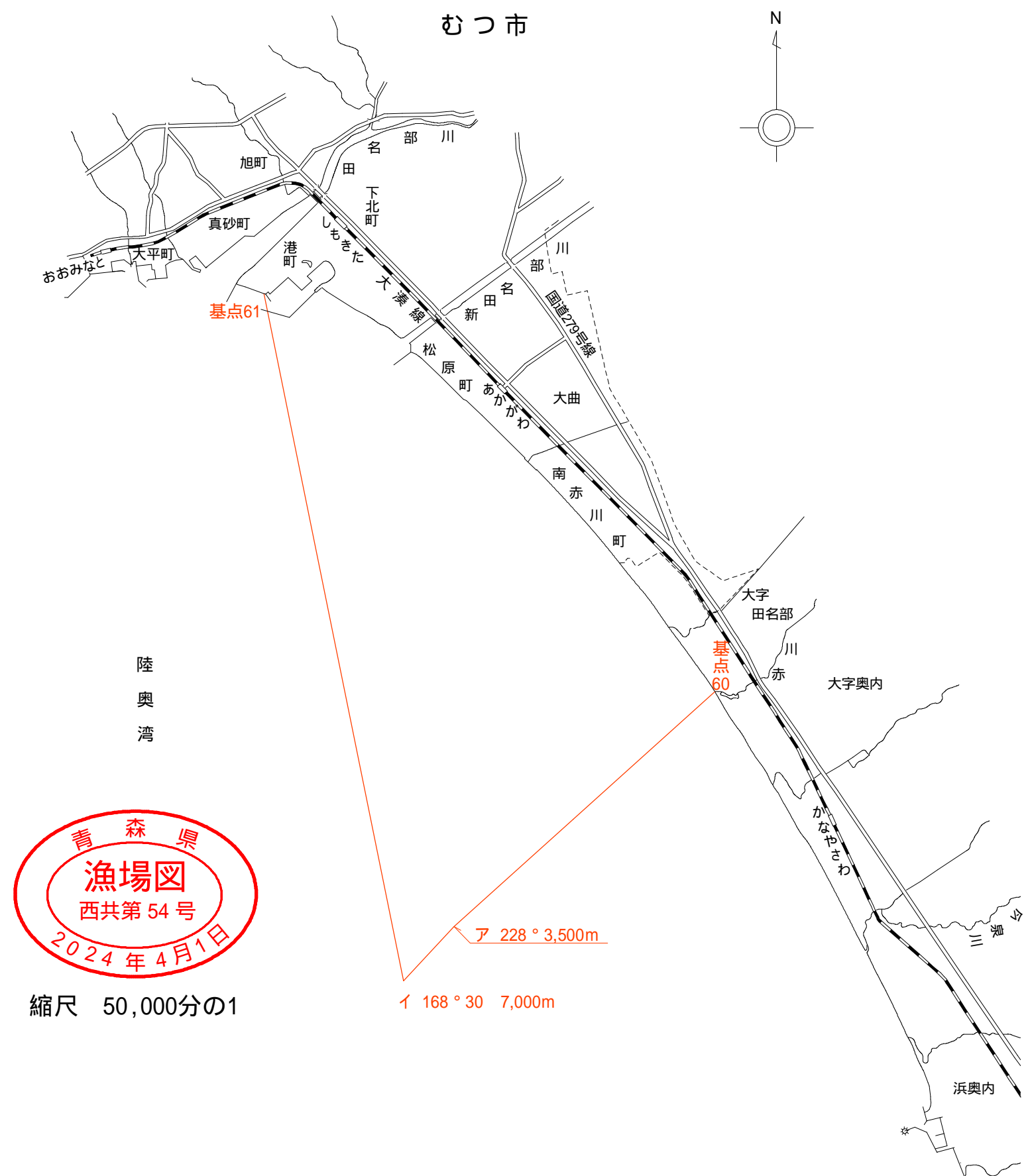


縮尺 100,000分の1

漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先
 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱
 ア 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点
 イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点
 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端



漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先
 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱
 ア 基点第60号から真方位228度3,500メートルの点
 イ 基点第61号から真方位168度30分7,000メートルの点
 基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

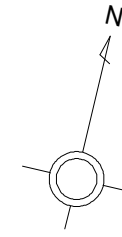


青森県
 漁場図
 西共第54号
 2024年4月1日

縮尺 50,000分の1

ア 228° 3,500m
 イ 168° 30 7,000m

漁場の位置 むつ市川内町地先
 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱
 ア 基点第62号から真方位157度30分3,540メートルの点
 イ 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点
 基点第63号 むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱



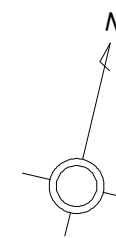
縮尺 50,000分の1

む つ 市



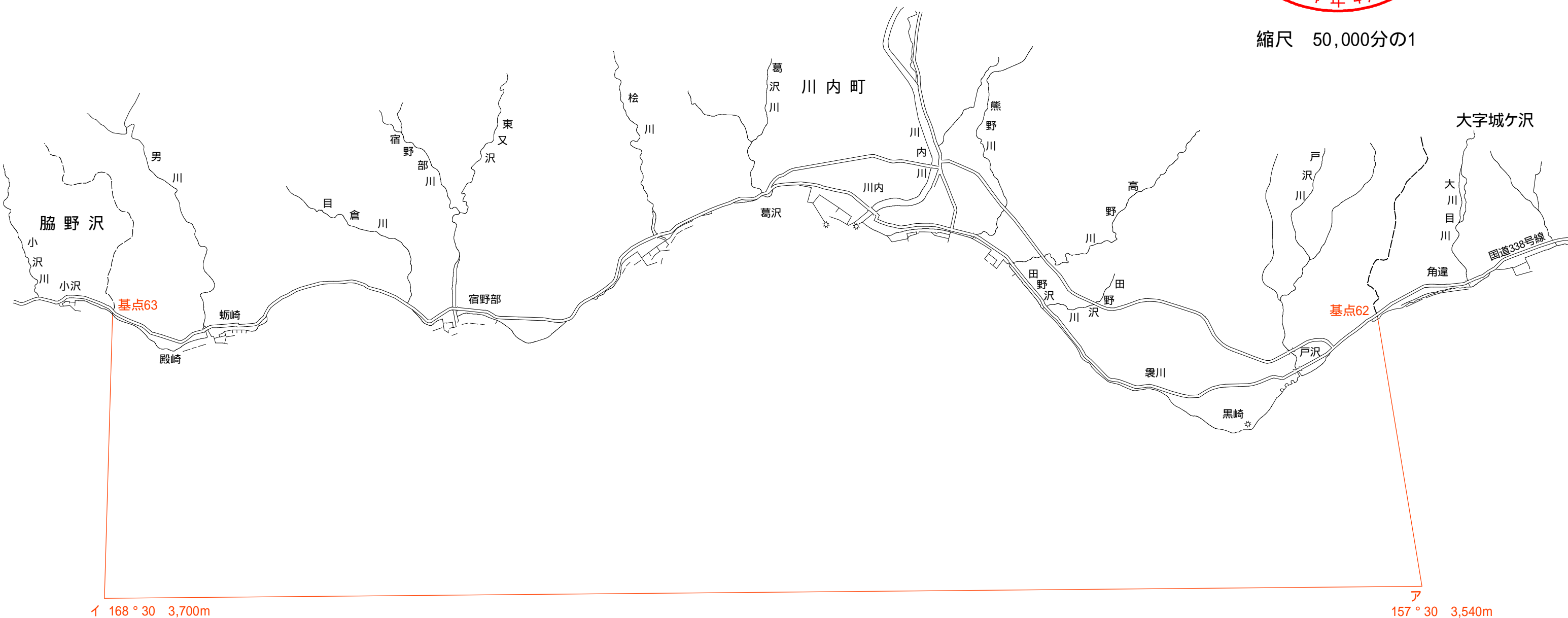
陸奥湾

漁場の位置 むつ市川内町地先
 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第62号 むつ市大字城ヶ沢とむつ市川内町との境に設置した標柱
 ア 基点第62号から真方位157度30分3,540メートルの点
 イ 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点
 基点第63号 むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱



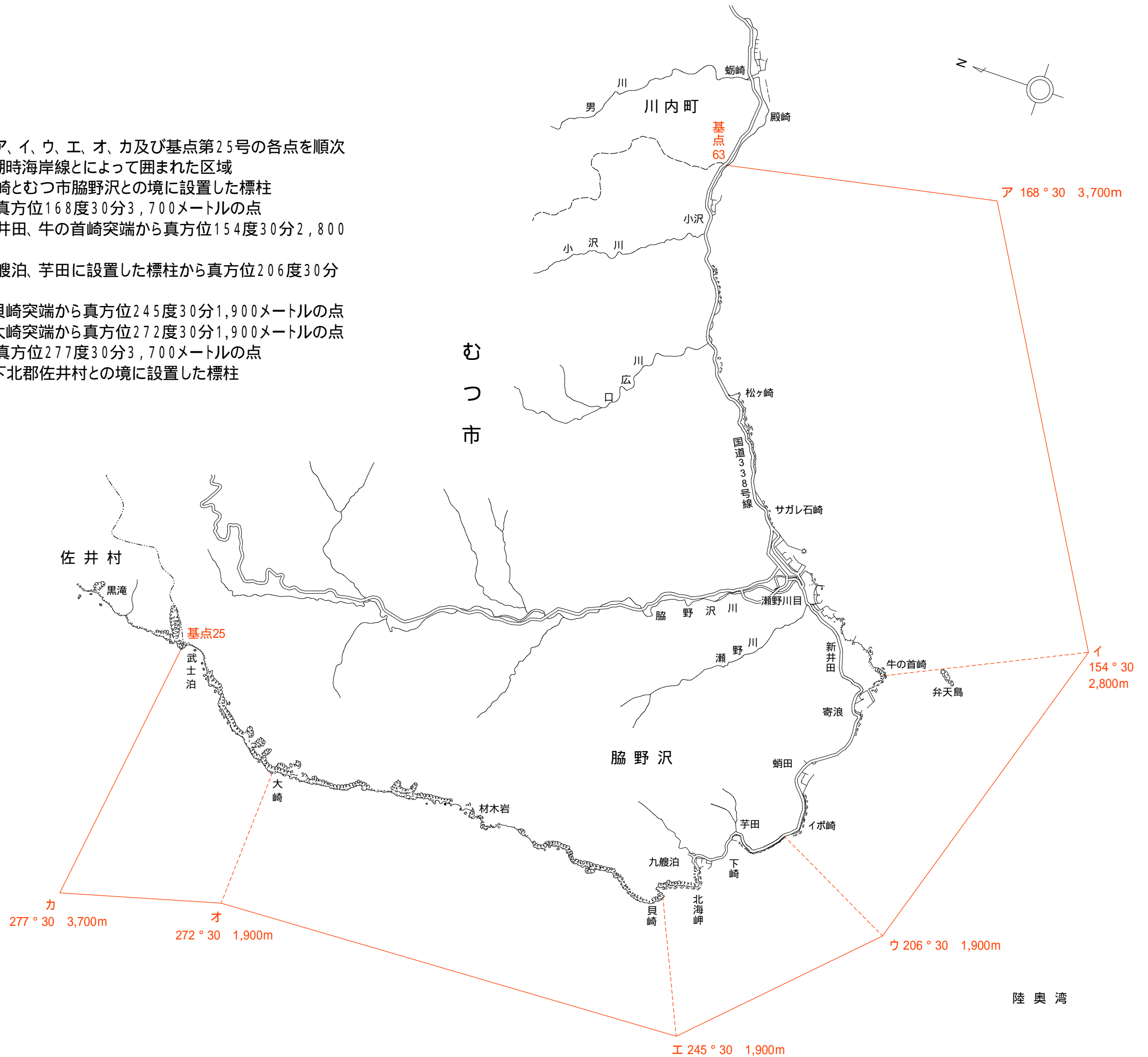
縮尺 50,000分の1

む つ 市

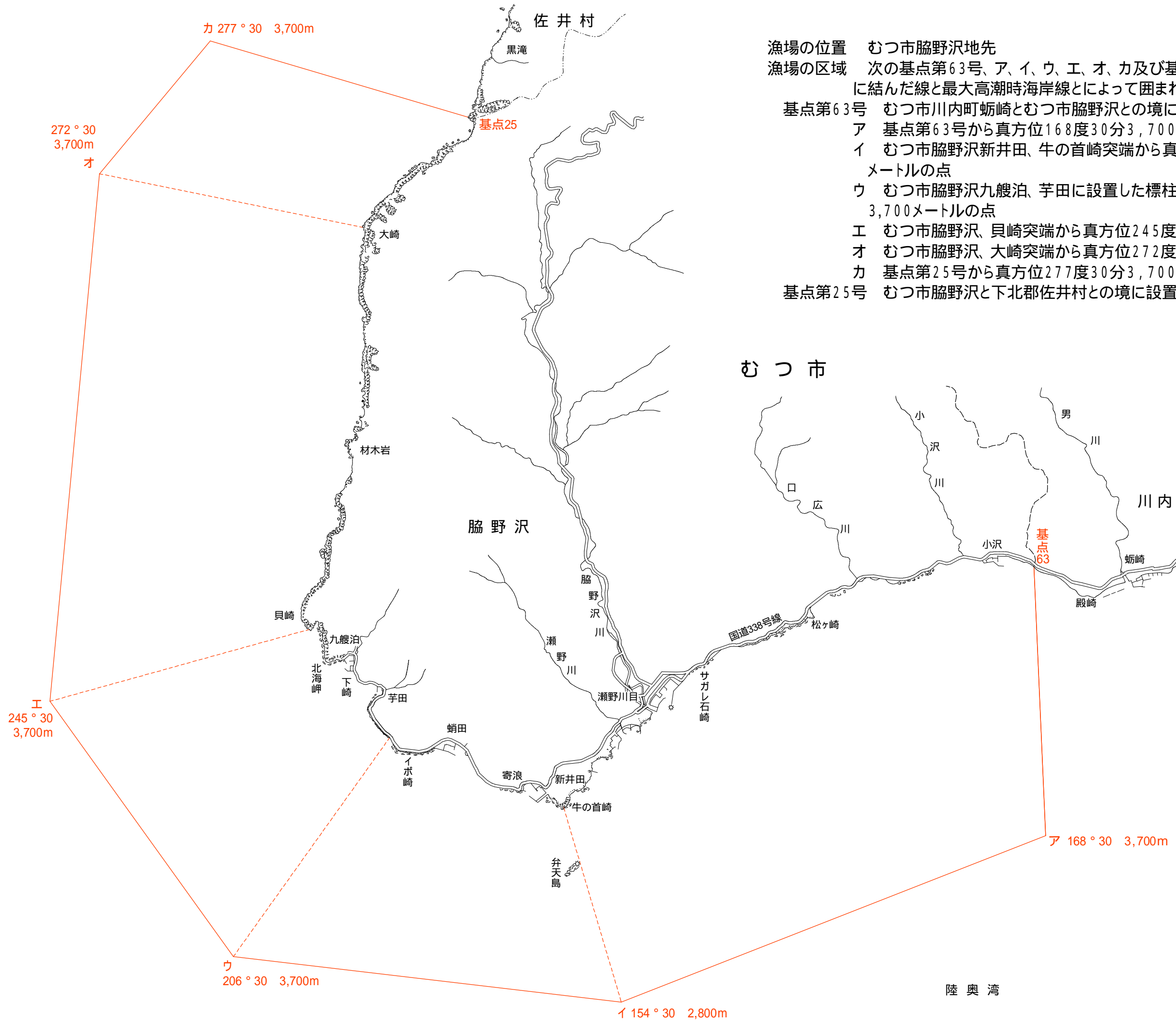


陸奥湾

- 漁場の位置 むつ市脇野沢地先
 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点第63号 むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱
 - ア 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点
 - イ むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端から真方位154度30分2,800メートルの点
 - ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度30分1,900メートルの点
 - エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分1,900メートルの点
 - オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分1,900メートルの点
 - カ 基点第25号から真方位277度30分3,700メートルの点
- 基点第25号 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

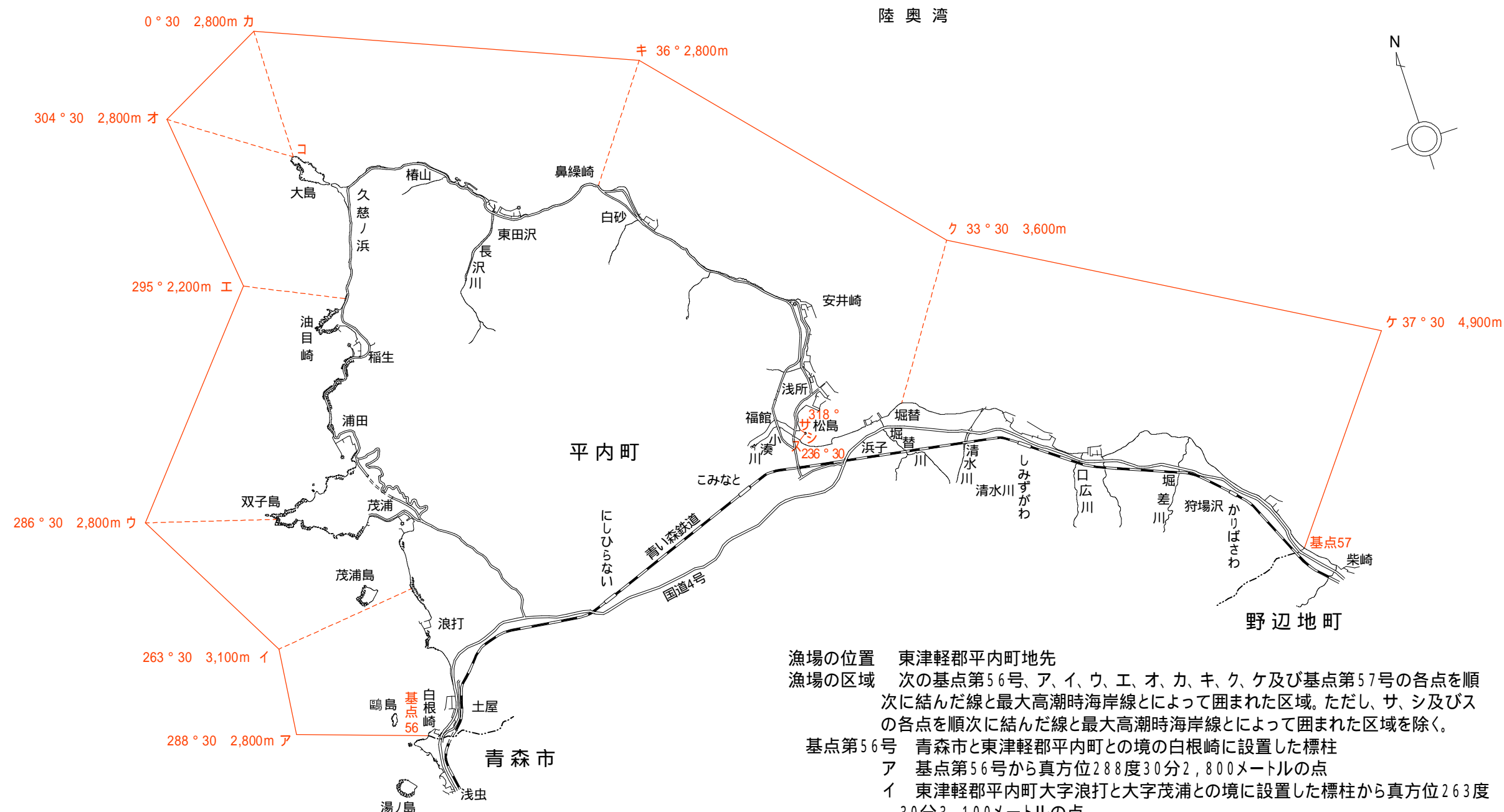


漁場の位置 むつ市脇野沢地先
 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 基点第63号 むつ市川内町蛸崎とむつ市脇野沢との境に設置した標柱
 ア 基点第63号から真方位168度30分3,700メートルの点
 イ むつ市脇野沢新井田、牛の首崎突端から真方位154度30分2,800メートルの点
 ウ むつ市脇野沢九艘泊、芋田に設置した標柱から真方位206度30分3,700メートルの点
 エ むつ市脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分3,700メートルの点
 オ むつ市脇野沢、大崎突端から真方位272度30分3,700メートルの点
 カ 基点第25号から真方位277度30分3,700メートルの点
 基点第25号 むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱



縮尺 50,000分の1

陸奥湾



漁場の位置 東津軽郡平内町地先
 漁場の区域 次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱
 ア 基点第56号から真方位288度30分2,800メートルの点
 イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3,100メートルの点
 ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2,800メートルの点
 エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2,200メートルの点
 オ コ(東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱)から真方位304度30分2,800メートルの点
 カ コから真方位30分2,800メートルの点
 キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱から真方位36度2,800メートルの点
 ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3,600メートルの点
 ケ 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点
 基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱
 サ シから真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点
 シ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱
 ス シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点



縮尺 100,000分の1

漁場の位置 上北郡野辺地町地先

漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ、ケ、コ、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びシの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びヒの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4,900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3,340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

エ ウ(野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に83メートルの点)から真方位291度30分10メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対して、エから右側夾角90度155メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角90度25メートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対して、カから右側夾角90度155メートルの点

ケ ク(野辺地港西防波堤西側先端)とオとを結ぶ直線に対して、オから右側夾角93度203メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対して、ケから右側夾角88度25メートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対して、コから右側夾角90度30分203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対して、スから右側夾角43度30分128メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対して、セから左側夾角140度8メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、ソから左側夾角125度128メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対して、タから右側夾角40度187メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して、チから左側夾角90度84メートルの点

テ チとツとを結ぶ直線に対して、ツから右側夾角155度18メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して、テから右側夾角134度16メートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対して、トから右側夾角142度15メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対して、ナから右側夾角148度7メートルの点

ヌ ナとニとを結ぶ直線に対して、ニから右側夾角156度30分5メートルの点

ネ ニとヌとを結ぶ直線に対して、ヌから左側夾角100度100メートルの点

ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して、ネから右側夾角141度30分90メートルの点

ハ ネとノとを結ぶ直線に対して、ノから右側夾角42度60メートルの点

ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方5メートルの点

フ ヒから真方位59度30分38メートルの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して、フから右側夾角90度50メートルの点

ホ フとヘとを結ぶ直線に対して、ヘから左側夾角90度52.7メートルの点

マ ヘとホとを結ぶ直線に対して、ホから右側夾角110度247メートルの点

ミ ホとマとを結ぶ直線に対して、マから右側夾角90度109.7メートルの点

ム マとミとを結ぶ直線に対して、ミから右側夾角80度22メートルの点

メ ミとムとを結ぶ直線に対して、ムから右側夾角120度18.5メートルの点

モ ムとメとを結ぶ直線に対して、メから左側夾角124度26.5メートルの点

ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角165度30分45メートルの点

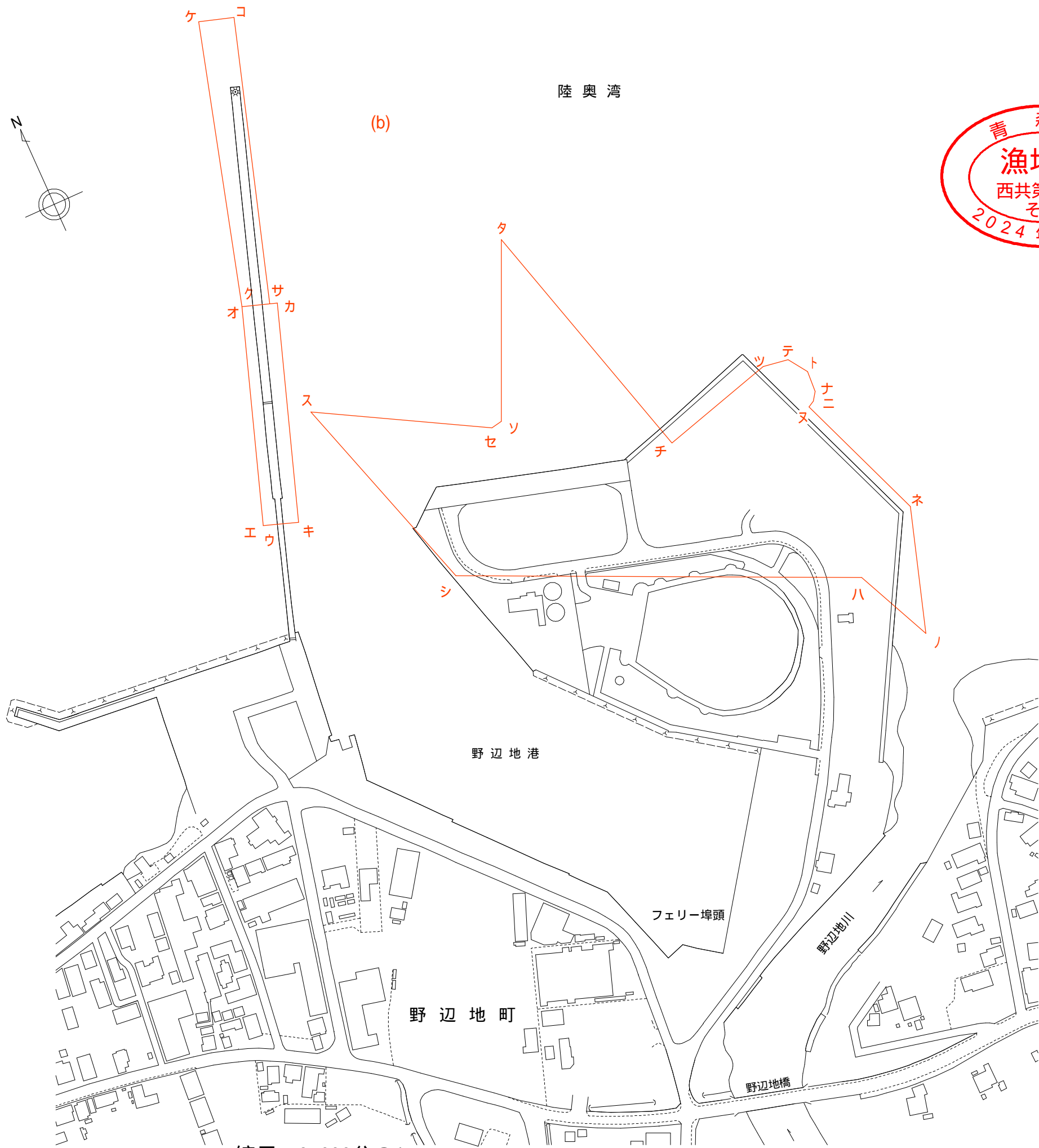
ユ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角175度52.5メートルの点

ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対して、ユから左側夾角157度30分27.2メートルの点

ラ ヨとヨとを結ぶ直線に対して、ヨから右側夾角151度92メートルの点

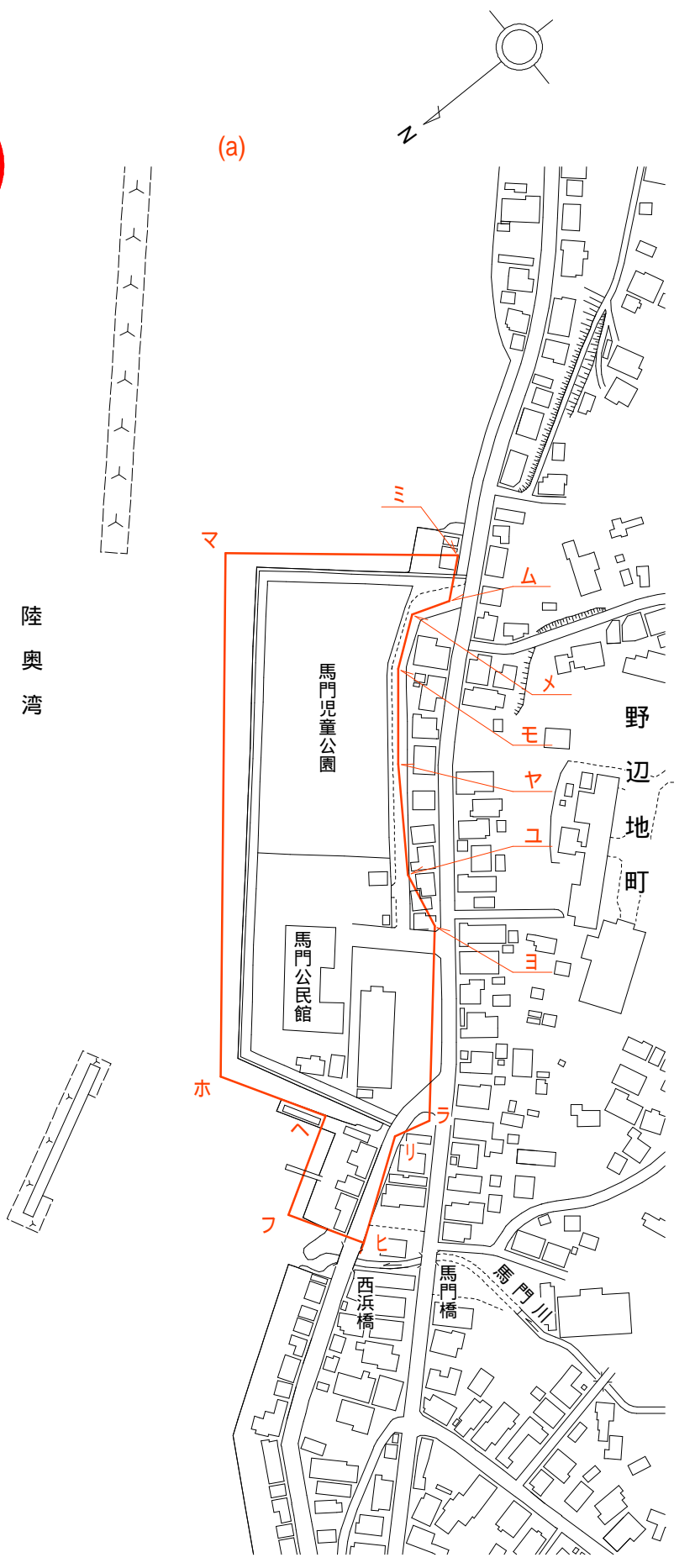
リ ヨとラとを結ぶ直線に対して、ラから右側夾角116度18メートルの点





縮尺 3,000分の1

青森県
漁場図
 西共第60号
 その3
 2024年4月1日



縮尺 3,000分の1